



V. 參考資料

（１）共通する配慮事項

- ・ 高齢者、障害者が単独で利用することができるよう設備面を整備するとともに、係員による対応等を計画し、その手引や介助が得られる手続きを明示する。
- ・ 係員による対応は、申し出に応じて必要な対応をすることを基本とする。
- ・ 一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者・障害者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。
- ・ 駅のエレベーターを代替する周辺施設のエレベーターは、鉄道の営業時間に合わせて運転する。
- ・ カウンター等では、手続きや記載等の説明等は平易な表現とし、具体例を示して分かりやすく案内する。係員による対応も行う。
- ・ 高齢者や障害者等に配慮した設備の状況そして緊急時の避難誘導方法を印刷物、インターネット等利用者が利用しやすい、できるだけ多様な媒体で情報提供する。
- ・ 緊急時の避難誘導訓練では、高齢者や障害者等の誘導を訓練内容に含む。
- ・ 受付係員、手引や介助をする係員へは必要な講習を行う。講習では高齢者や障害者等を教育講師に含む。
- ・ 利用者からのフィードバックを得て、整備や係員対応を改善する。

（２）車いす使用者への配慮事項

- ・ バリアフリールート又は物理的バリアの所在を明示する。
- ・ 車いす使用者の利用頻度に応じ乗降の介助や案内誘導體制をとる。
- ・ 車いす使用者用駐車施設が車いす使用者以外に利用されることを防止する対策を講じる。
- ・ エレベーターの点検日時や設備の故障などの情報提供を行う。

（３）視覚障害者への配慮事項

- ・ 視覚によらない情報媒体を多様に選択できるようにする。施設への来館来場前、施設利用中、施設利用後には持ち帰りができる案内情報を提供できるようにする。
- ・ 説明や案内は丁寧に言い、案内内容を録音再生できるようにする。
- ・ 幅広い視力に対応できるよう文字サイズ、線の太さ、配色、利用者側の操作への適応性に留意する。
- ・ 視覚的情報内容には解説等による補完をする。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック経路の案内情報を提供する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守を行う。視覚障害者誘導用ブロック経路が変更された場合は、案内情報の更新と連動させる。

- ・ 点字案内板、触知案内図は清掃や汚損、内容の変更等に対応する。
- ・ 受付や案内所の位置が分かりやすいようにBGM等で知らせる。
- ・ 視覚障害者を便所に誘導するときは、多機能便所よりも空間を認識しやすい、一般用便所に誘導する。
- ・ 区別が必要な備品について：傘立て、下駄箱の番号を点字と浮き彫り等で表示する。湯と水、せっけん、シャンプー、リンス等の備品を区別できる工夫をする。
- ・ 用事があっても視覚障害者から職員を見つけにくいので、視覚障害者を見かけたら声をかける。また、白杖を持たない弱視者もいるので配慮する。
- ・ 宿泊施設では、客室内外の設備や配置を係員が案内する。

（４）聴覚障害者への配慮事項

- ・ 外見からは障害者であると認知されにくいことに留意する。
- ・ 講演会、集会等の主催者は手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループや赤外線補聴装置などの集団補聴設備等の配置をする。
- ・ 受付等の窓口では聴覚障害者への対応ができる旨を表示するマーク等を掲出する。
- ・ 手話ができる係員は手話バッヂをつけるなど見て分かるように表示する。
- ・ 写真や図解等での説明を豊かにする。
- ・ 聴覚障害者に配慮した構造の機器や備品類を貸し出す（音声拡大電話機、ファクシミリ、屋内信号装置等）。
- ・ コミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等をする。
- ・ 問い合わせやすい雰囲気への対応をする。
- ・ 係員は、聴覚障害者の理解を確実に得ながら対応を進める。
- ・ 難しい漢字や難しい言葉を知らない聴覚障害者もいることに配慮して筆談する。
- ・ 聴覚障害者とのコミュニケーション手段は、手話と筆談以外に、口話と空書もある。ゆっくり、くっきりと示し、確実な意志疎通を心掛けるとよい。
- ・ 障害者マークを身に付けていたり、障害者マーク入りグッズを使用したりしている人に留意して対応する。
- ・ 発話は可能でも、聞こえない中途失聴者がいることに留意する。
- ・ 非常時の誘導員はひと目でそれと分かるように、「誘導員」と明記するとともに蛍光色のジャンパーを着るようにする。

（５）内部障害者への配慮事項

- ・ 外見からは障害者であると認知されにくいことに留意する。
- ・ 電波利用（発生）機器を設置している場合は、ペースメーカーなどの誤作動を防ぐため、表示により注意喚起を促す。

(6) 児童、乳幼児連れの人への配慮事項

- ・ 児童に分かりやすい案内が選択できるようにする。
- ・ 幼児用便座、踏み台等を備品に持つ。
- ・ 乳幼児連れの買物等を支援するため、商店街やスーパーなどで気軽にお手伝いをしてくれる「お助けパーソン」などの人の配置をする。

(7) その他の配慮事項

- ・ 多言語で案内する。
- ・ 多様な身体状況の人に対応するための備品や生活の知恵を活用する。
- ・ 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水と餌用ボウル等）を貸し出す。
- ・ 聴覚障害者や内部障害者の他にも、外見からは障害者であると認知されにくい人がいることに留意する。
- ・ 区別が必要な備品について：湯と水、せっけん、シャンプー、リンス等の備品を区別できる工夫をする。
- ・ 迷子や、飛び出しなどで保護した場合に活用するため、警察・派出所などにコミュニケーションボードを設置する。
- ・ 昨日と様子が違うだけで混乱したり、道路が通れないと混乱したりすることがあるため、養護学校等付近の道路工事をする時には、事前にイメージ図を含め工事内容を学校に連絡するようにする。
- ・ お金の扱いなどに時間が掛かるが安心して買い物ができるよう、お買い物レジに知的障害者、発達障害者等ゆっくりレジを設置する。

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列（JIS T 9251）

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状、寸法及びその配列については、日本工業規格（JIS）により定められていが、その形状及び用途によって、2種類に分類される。

①点状突起を配列するブロック

注意を喚起する位置を示すための突起で、突起形状は点状となる。

以下に、点状突起（並列配列）の形状・寸法及びその配列を抜粋して紹介する。

●点状突起の寸法（単位：mm）

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60 *	
c	5	+1 0

注）この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

②線状突起を配列するブロック

移動方向を指示するための突起で、突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示すものである。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

以下に、線状突起（並列配列）の形状・寸法及びその配列を抜粋して紹介する。

●線状突起の寸法 (単位：mm)

記 号	寸 法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

③視覚障害者誘導用ブロックの伝い方

主な使い方	どのような人が	整備や維持管理の留意点
足の裏で突起を感じながら上を歩く	先天性か早期に失明した人など	JISの突起形状とする。 ブロックの上に障害物を置かない。
杖でふちを伝う	歩行訓練を受けた人に多い	ブロックの周辺に障害物を置かない。 鉤形式であると杖によってふちを察知できない。
色を伝う	弱視者、低視力者	黄色を基本とし、ブロック周辺の舗装材や床材とのコントラストをつける。

標準案内用図記号（JIS Z 8210）

案内用図記号は、不特定多数の人々向けの案内に用いる図記号として、日本工業規格（JIS）により定められている。この分類は、施設などに関するものと、安全などに関するものに分類され、施設などの図記号は公共・一般施設、交通施設、商業施設、観光・文化・スポーツ施設があり、安全などの図記号は、安全、禁止、注意、指示がある。

以下に、案内用図記号の主なものを、抜粋して紹介する。

案内所 Question & answer	情報コーナー Information	お手洗い Toilets	男子 Men
女子 Women	身障者用設備 Accessible facility	車椅子スロープ Accessible slope	電話 Telephone
ファックス Fax	エレベーター Elevator	エスカレーター Escalator	階段 Stairs
			
乳幼児用設備 Nursery	タクシー / タクシー乗り場 Taxi / Taxi stop	駐車場 Parking	非常電話 Emergency telephone
			
非常用ボタン Emergency call button	障害物注意 Caution, obstacles	上り段差注意 Caution, uneven access / up	下り段差注意 Caution, uneven access / down

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T 0103）

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則は、文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号として、日本工業規格（JIS）により定められている。この分類は、人・動物、動き・様子、飲食物、家の中（身の回り）、家の外・文化社会の5種類がある。

以下に、コミュニケーション支援用絵記号の主なものを、抜粋して紹介する。

			
男の人	女の人	家族	私
			
あなた	医者	目	腹
			
犬	好き	悲しい	分からない
			
はい	聴く	顔を洗う	買物をする
			
野菜	駅	コンビニ	デパート
			
台風	春	昨日	明日

図記号や文字等の視認性について

①図記号と文字の大きさの目安

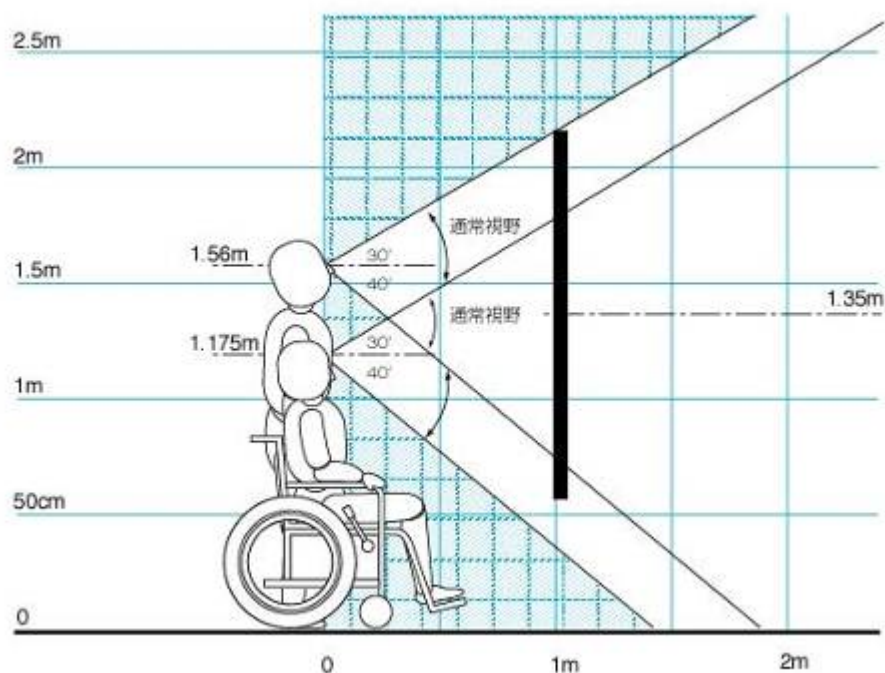
視距離ごとの図記号および文字の大きさ設定のめやすは下表のように整理できる。

視距離	図記号の基準枠寸法	和文文字高	英文文字高
40 mの場合	480mm角以上	160mm以上	120mm以上
30 mの場合	360mm角以上	120mm以上	90mm以上
20 mの場合	240mm角以上	80mm以上	60mm以上
10 mの場合	120mm角以上	40mm以上	30mm以上
5 mの場合	60mm角以上	20mm以上	15mm以上
1 mの場合	35mm角以上	9mm以上	7mm以上

②近くから視認するサイン

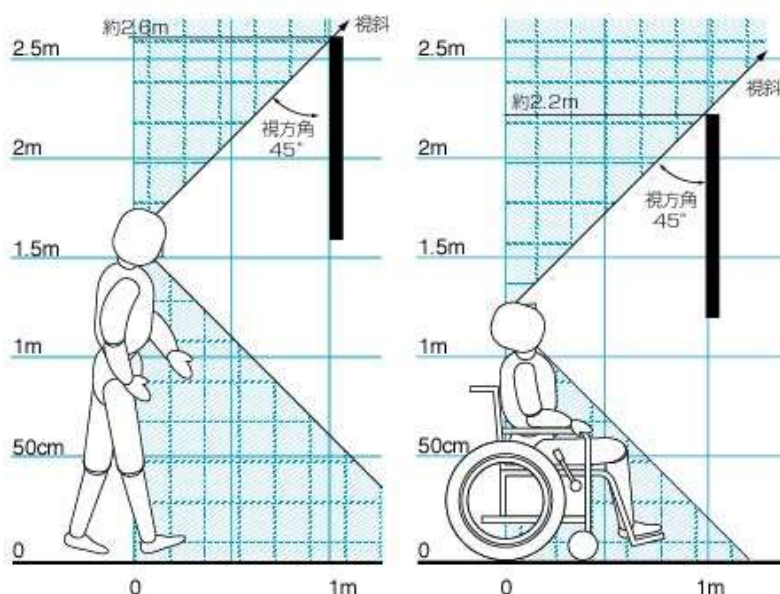
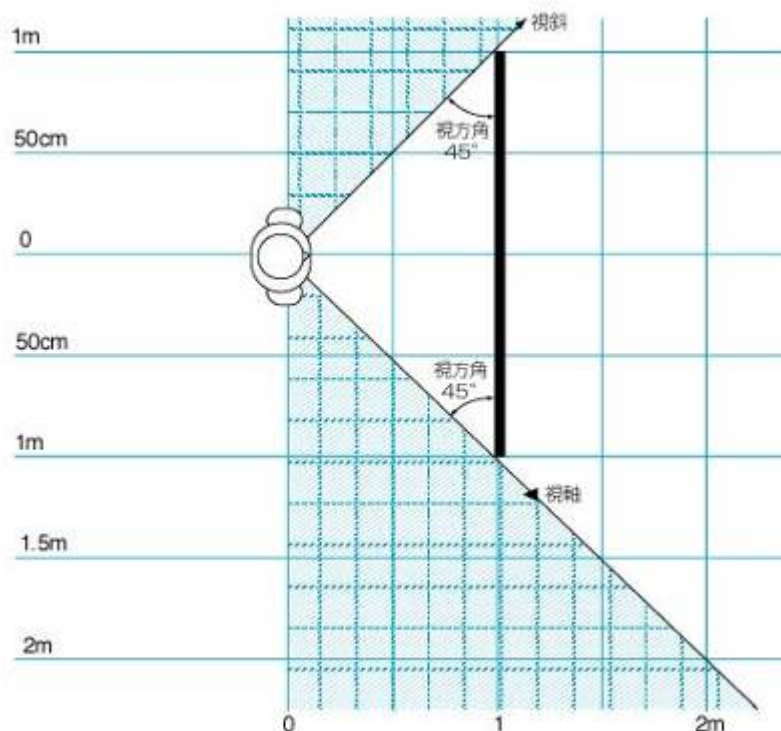
近くから視認するサインでは、立位の人にも車いす使用者にも共通に利用される条件を考慮する必要がある。このことから、近くから視認するサインは、両者の視点の中間の床面から1.35m程度の高さを表示面の中心とすることが望まれる。また、天地寸法は、最大でも両者の通常視野に入るようにすることが望まれる。

※資料…交通エコロジー・モビリティ財団『交通拠点のサインシステム計画ガイドブック』1998年による。



サインの読みやすさを決定づける要因のひとつに、見る人の視軸と視対象のなす傾きの角度、すなわち視方角の問題があります。人は普通、本などを視方角が直角に近づくように無意識のうちに位置を調整して読んでいます。これが45°以下になると誤読率が増加します。

運賃表や観光案内板など情報量の多い大型サインを掲出する場合、視方角の限界を超えないように考慮する必要があります。そのためこれらのサインは、想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも視方角が45°以下にならないように、サインの幅寸法や掲出高さ、面の傾きなどを設定することが望まれます。



色の対比・輝度

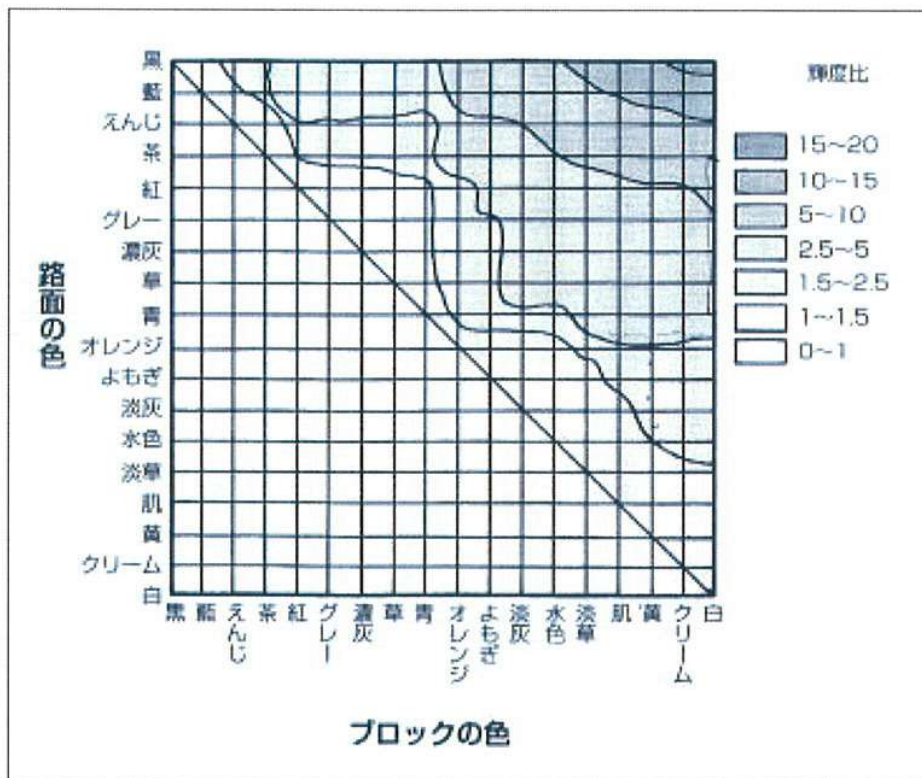
●視覚障害者誘導用ブロック等について

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障害者誘導用ブロック等を識別することは、困難な場合が多い。したがって、ブロック等と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要がある。

その指標として輝度比(ブロック等の輝度/路面の輝度)を利用した組み合わせが示されている。

この例では、通常黄色のブロックが好ましいが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外のブロック等を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5～2.5という範囲が挙げられている。

輝度比の参考



色弱者の色の見え方

一般色覚者の見え方

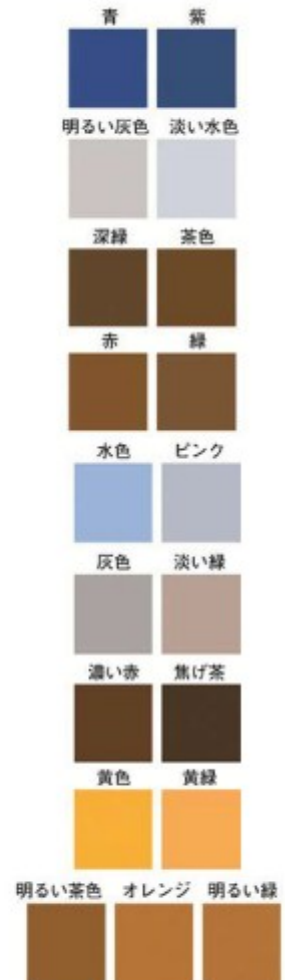


色弱者の見え方の例

P型 (1 型)



D型 (2 型)



色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

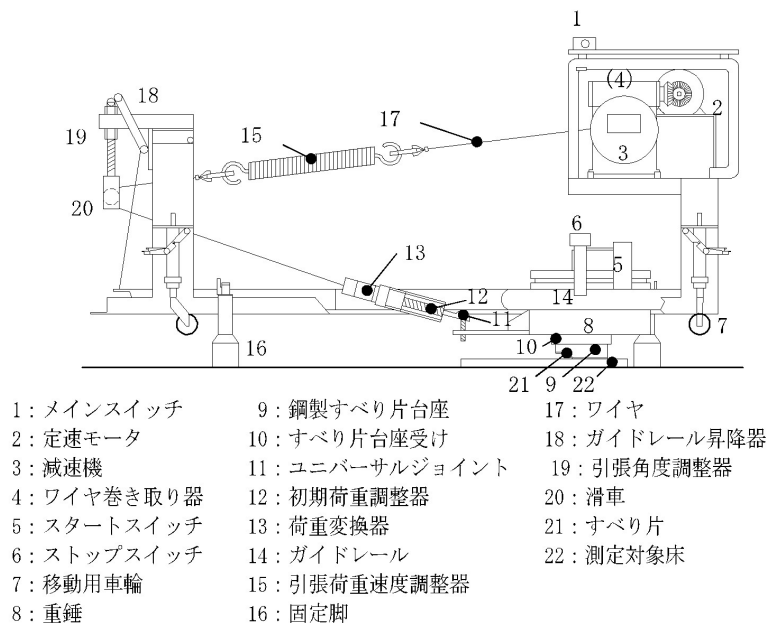
床の滑り

床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

1 履物着用の場合の滑り

① 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）を用いる。



JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

② 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表 1 の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとする。

■履物着用の場合の滑り

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C.S.R \cdot \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月）

2 素足の場合の滑り（大量の水や石鹸水などがかかる床を想定）

① 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法－第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R.B）を用いる。

② 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表2の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとする。

■素足の場合の滑り

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室、更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室、シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

3 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。

施設事例：日進市立図書館

住 所 日進市蟹甲町中島3番地
 設計者 (株)岡田新一設計事務所
 構 造 鉄筋コンクリート造
 階 数 地上2階
 竣工年 平成20年5月
 敷地面積 11,554.65 m²
 建築面積 4,180.41 m²
 延床面積 6,101.83 m²
 建物用途 図書館
 愛知県人にやさしい街づくり賞特別賞受賞 (H23)
 内閣府バリアフリー・ユニバーサルデザイン優良賞受賞 (H24)



案内図

本事例は、基本計画・設計段階から施工中も含めて、障がい者団体をはじめ、多くの市民の皆さんからの意見をいただき、反映させた市民参加型の図書館です。この図書館は、バリアフリー法や人にやさしい街づくりの推進に関する条例をクリアするとともに、障がい者や高齢者、乳幼児連れの方等のみならず成人前の青少年にも重点をおき、さらに一歩進んだ使いやすさが加わったものになっています。

B 盲導犬トイレ



(排水口)

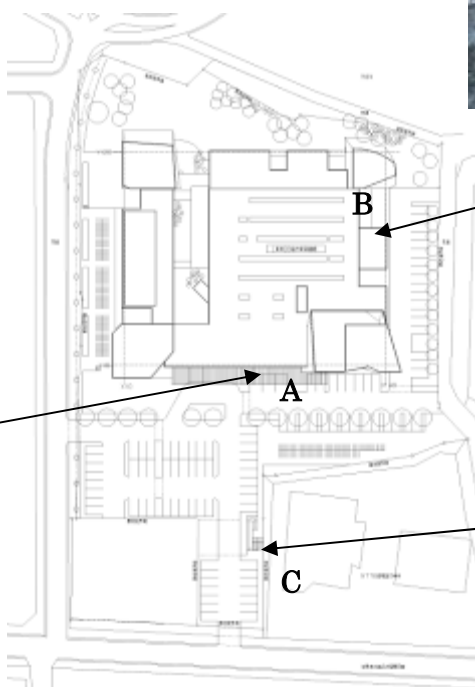


日本盲導犬協会と相談し、必要なスペースや設備を決定した。

A 車いす使用者用駐車場



車いす使用者用駐車場を玄関から一番近い場所に3台設置し、玄関までの通路には庇も設置されている。



配置図

C スロープ



スロープは、勾配も緩く、両側に手すり立上りが設置されている。

1 階部分

D 乳幼児用トイレ 等



プレイルールの隣接に乳幼児用トイレを設置。また、廊下には幼児用の水飲み場が設置されている。

E 階段



階段の両側に 2 段の手すりが設置されているので、高齢者や幼児も昇降可能である。

F 開架スペース



書架の隙間を活用し、本を探す時に杖を立て掛ける金具（着脱式）を設置している。

G 通路



消火器ボックスを横置きとして書架の中に埋め込み、歩行の際に障害にならないように工夫。

H カート



書籍等を運ぶカートが設置されている。

K 誘導ブロック



カーペットの中に誘導ブロックが埋め込まれて一体になっている。

L 一般トイレ △



一般便所に車いす使用者が利用できる幅広い便房と低い洗面台が設置されている。

/I 携帯電話 BOX



携帯電話の話し声が閲覧する人の邪魔にならないよう通話する部屋が設置されている。

J 盲導犬フック

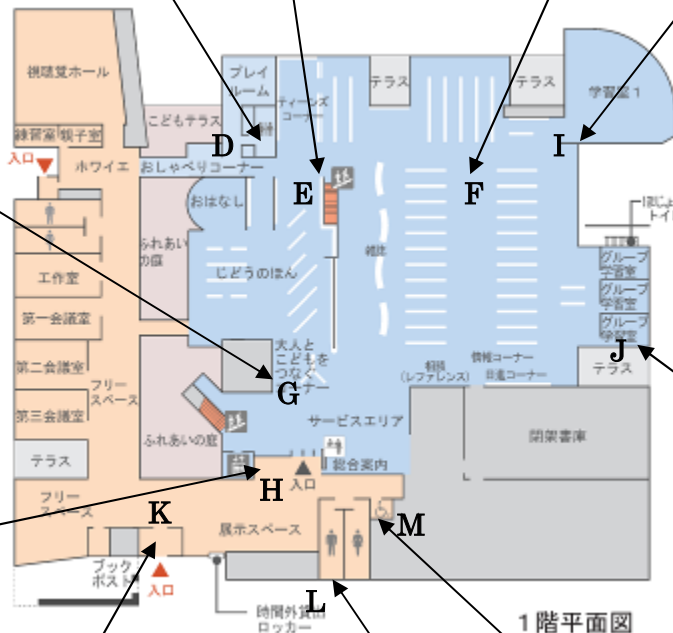


学習室等に盲導犬フックが設置されている。

、M 多機能トイレ



1階と2階で設備レイアウトを反転させ、片まひの人が使い易い配慮がされていると共に折りたたみ大型ベッドも設置されている。



2 階部分

N 廊下



廊下の手すりは、2段手すり、その形状は握りやすいデザインとなっている。

O 開架スペース



天窗からの採光により、日中も明るく、また、机等は誰もが使い易いデザイン、高さ等に配慮されている。

P フラッシュライト



聴覚障害者の方に非常時の情報がわかるようにフラッシュライトを設置。

Q エレベーター

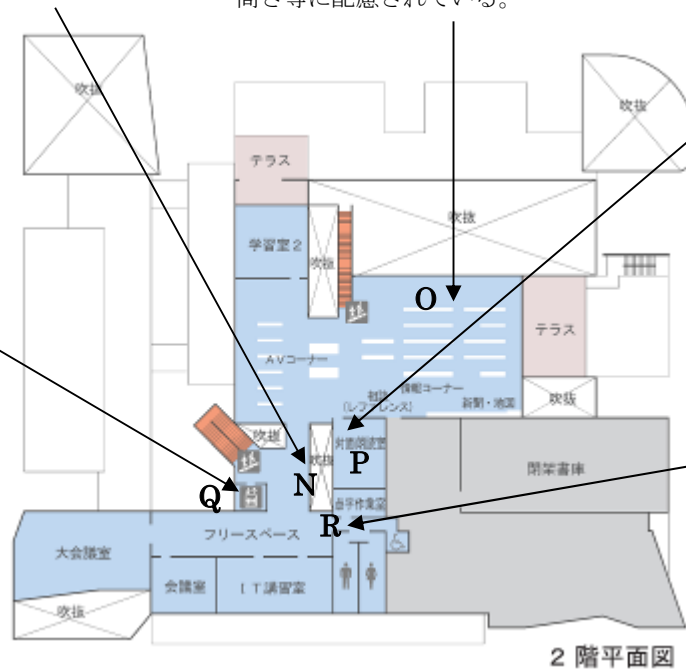


エレベーター内部の状況が分かるように扉にガラスが設置されている。

R 案内表示



扉の表示以外に、廊下からもわかるように案内表示が設置されている。



大型店舗事例：アピタ安城南店

住 所	愛知県安城市桜井町貝戸尻 60 番地
設計者	前田建設工業株式会社
構 造	鉄骨造
階 数	3 階
竣工年	2006 年 9 月
敷地面積	36,677.00 m ²
建築面積	17,521.35 m ²
延床面積	49,714.34 m ²

本事例は、ハートビル法（現バリアフリー法）及び人にやさしい街づくりの推進に関する条例に適合するだけでなく、事業者が店舗の運営上でお客様、特に高齢者、障害者、子供連れ等が不便なく快適に利用してもらうために本望ましい指針のいくつかの「措置」を採用している。

また、その他駐車場許可書（C）や病気、けがの人も車いすを利用できる車いす無料貸し出し（D）、調乳専用の給湯設備を設置した赤ちゃんルーム（J）などこの店舗オリジナルの配慮も随所にみられる。

利用者の意見は、お客様相談室に届けられ、今後のグループ店舗の設計、維持管理などに反映される仕組みとなっている。



A アプローチ



近い将来、完成予定の駅からの歩行者動線を考え、最も利用が想定される所を視覚障害者利用円滑化経路とした。（措置 P48）

B 案内板インターホン



介添えなどを希望されるお客様等に対応するためインターホンを設置し、アプローチから視覚障害者誘導ブロックを敷設し誘導している。（措置 P55）

C 車いす駐車場



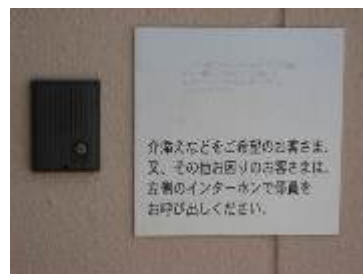
車いす駐車場は一個所にかためるのではなく1階、3階、屋上の出入り口付近に分散させ、計 18 台設置し、利用者がよりスムーズに利用できるよう配慮。（措置 P81）



アピタ独自の駐車許可書を発行し、妊婦、足の怪我等の場合でも利用できるよう配慮している。（右：許可証発行を知らせる案内表示）



認識しやすいシンプルなデザインで、利用可能な対象者を案内する表示を行っている。（措置 P81、P84）



インターホンは車いす使用者も利用できる高さに設置され、視覚障害者に配慮し点字案内も行っている。（措置 P55）

D サービスカウンター、車いすの無料貸し出し



サービスカウンターは天板下を開放した、車いす使用者対応となっている。(措置 P97)



サービスカウンター、1階、3階、屋上の店舗出入口近くで、店内で利用できる車いすを無料で貸し出ししている。高齢者の利用も多い。(写真は3階)

E AED（自動体外式除細動器）の設置



サービスカウンター横にAED(自動体外式除細動器)を設置している。

1F 食品と暮らしのフロア



F 一般便所



子供連れのお客様に配慮し、男女とも乳幼児用ベッド付きの個室が設置されている。(措置 P73)

同様に、乳幼児用いす付きの個室が設置されている。(措置 P73)



子供の高さに合わせた洗面台が設置されている。



女子便所には、男児用小便器を併設。プライバシーが保てるよう奥に設置されている。(措置 p 73)

G 車いす使用者用便房



出入り口付近に車いす使用者便房の案内を絵記号を用いて表示している。(措置 P72、P84)



各階に一個所づつ、車いす使用者用便房を設置。(措置 P70) 多目的ベッド、手すり、汚物入れを設置。(措置 P71、72)

H 幼児用トイレ



自分でトイレを行えるよう、「ぼくのトイレ・わたしのトイレ」として親しみやすい内装とした子供専用便所を設けている。
(措置 P73)

I ゆったり試着室

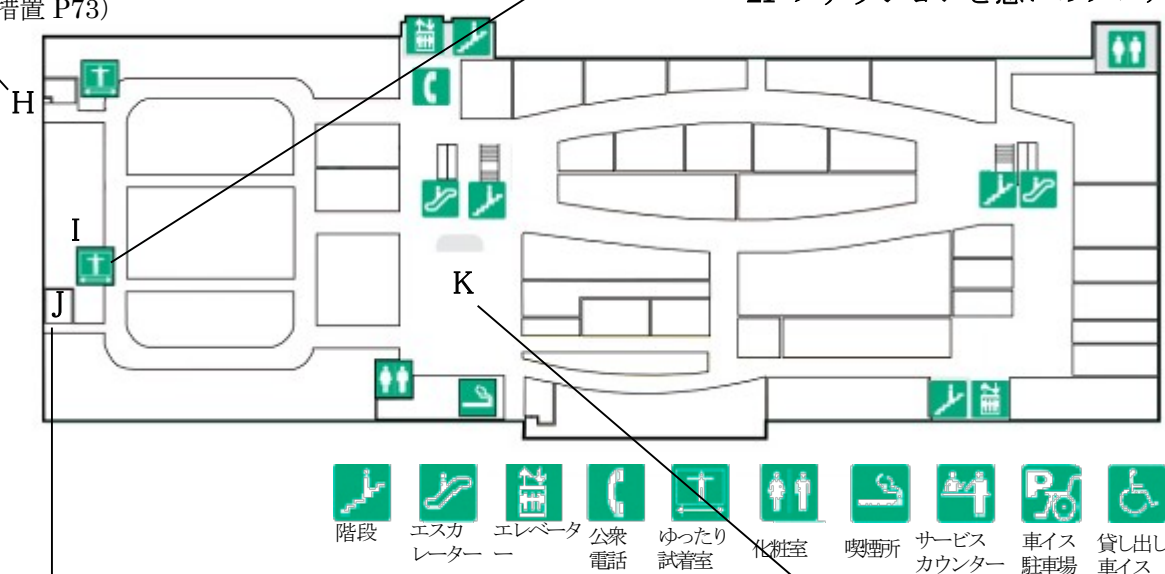


絵記号を用いた対象者案内を行っている。
(措置 p 84)



車いす利用者やベビーカーと一緒に利用できる段差のない試着室。手すり、2面の鏡が設置されている。

2F ファッションと憩いのフロア



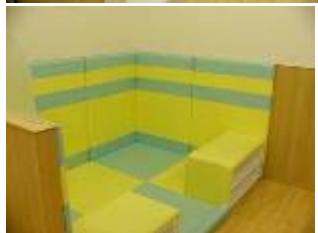
J 赤ちゃんルーム



乳幼児用ベッドが複数設置され、紙おむつ入れ袋が併設されている。
(措置 P98)



授乳、休憩用にベンチを設置している。
(措置 P98)



小さな子供も遊べるスペースを設置している。



殺菌後の 50℃のお湯がでる調乳専用の浄水器付給湯設備が設置されている。
(措置 P98)



個室では週一回の相談室を開催し、ソフト面での対応も行っている。

K 通路



長時間の立ち歩きの負担を軽減するため、休憩用ベンチを設置 (措置: P50)



全てのレジが車いすで楽に通過できる広めの通路を確保。(写真は一階)

L オストメイト対応便房



利用者の比較的小さい3階の車いす使用者対応便房はオストメイト対応となっている。(措置 P72)

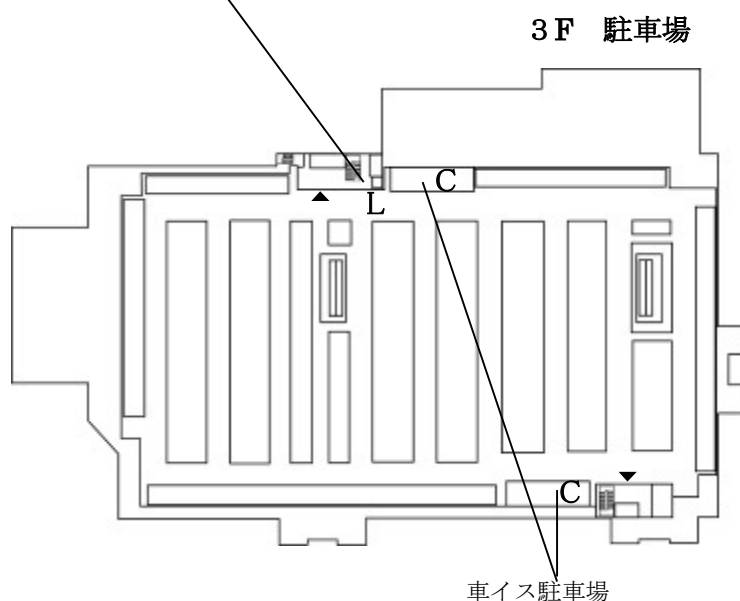


戸に配慮内容がわかるように案内表示されている。(措置 P72)

M 案内板



出入り口、エレベーターホールに館内案内板で車いす使用者便房、エレベータ等、障害者に配慮した設備の位置を示しており、3Fにオストメイト対応便房があることが分かるようにしている。
(措置 P72、P84)



3F 駐車場

車イス駐車場

N 扉



衝突防止のため、ガラスと分かるように、店舗マークをいれている。(措置 P54)

小規模店舗事例：コンビニエンスストア

小規模店舗においても、多様な人々の利用が可能となような整備が求められます。例として、コンビニエンスストアの場合、歩道から店内へ円滑に移動できるようにするとともに、店内で買い物がしやすいよう、ゆとりある通路幅やレジ周りの空間を確保します。



歩道から段差のないアプローチを確保し、出入口部分も自動ドアとしています。



車いすでも利用できるよう、ゆとりある通路幅を確保しています。

●浮き彫り文字

点字ではなく、実際の文字を立体的にし、浮き出させたもの。点字の読めない視覚障害者も多く存在するため、そのような人へ配慮して作られたもの。

●FM放送受信装置

FM波を利用して、聴覚障害者が持ったポータブル受信機に音声を送る装置。

●オストメイト

がんなどが原因で直腸やぼうこうに機能障害を負い、手術により人工的に腹部に「排泄口」を造設した人。

●介護保険制度

高齢者等介護が必要な方の状況や家族の希望に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供する制度。サービスの財源は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号（65歳以上）及び第2号（40～64歳）被保険者の保険料からなっており、介護サービスの利用にあたっては、要介護・要支援の認定を受けることと、原則として介護支援専門員（ケアマネジャー）による介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要。介護サービス費用（介護報酬）の1割は利用者負担となる。

●高齢者

一般には65歳以上の人をさす。65歳以上、75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者とも呼ぶ。

●サイン

標識、看板、しるし、符号、合図など、伝えたいことを記号として示したもの、あるいはその情報のこと。サインの種類には、記号サイン、誘導サイン、案内サイン、説明サイン、規制サインなどがある。

●視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのものである。

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（平成13年8月）において引き続き検討課題とされていた視覚障害者の移動支援設備について、平成14年12月に同ガイドラインの追補版が策定され、視覚障害者誘導用ブロックと音声案内についてのガイドラインが示された。

●色覚障害

目の網膜で赤、緑、青を感じる機能のどれかが損なわれた状態。色盲、色弱、色覚異常などともいわれる。

●磁気ループ

音・声に応じて変化する磁力線を発生するループコイルに誘導コイルを感応させ、増幅して音・声を聞く方法。補聴器の入力切替スイッチをT（MT）にして、ループコイルを張った内部にいと、音源が移動しても同等の大きさで音・声が聞ける（教室、劇場やTV視聴などに活用）。周囲の雑音に妨げられずに電話を使用する場合もこの仕組みを使う。

●肢体不自由

手や足、体の胴の部分に障害があることをいう。半身まひ、脳性まひ、関節リウマチなどにより、歩いたり、立ったり、物の持ち運びなどに支障があり、そのために多くの人が杖や義足、電動車いすなどを使用している。

●弱視

視力が弱いこと。めがねなどで矯正することができない場合をいう。

●手話

手の動きや表情を使って、相手に意思や情報を伝える方法。耳の聞こえない人同士、又は聞こえる人と聞こえない人とのコミュニケーション手段のひとつ。

●障害者権利条約

社会全体として障害のある人々にたいする差別をなくし、真の平等をめざした国連の条約。また、これまでの人権に関する国際条約が定めた基本的権利を障害のある人々が享受するために、政府がとるべき措置を広範囲にわたって規定している。2006年12月13日、第61回国連総会で採択された。

●障害者等ITバリアフリープロジェクト

障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保し、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等に使いやすい利用者端末を活用した移動支援システム。平成12年度から国土交通省や経済産業省、警察庁が開発している。すべての人の移動をより安全・安心・快適にする取り組みで、急速なIT化による関連機器の高度化や、民間技術の導入によって、実用化に向けたシステム開発が進んでいる。同システムは、GPSやRFIDタグなどによる位置特定技術、デジタル地図と歩行ネットワークデータ技術、サーバーとの通信技術などで構成する。

●触知案内板

触ることによって、視覚障害者や弱視者が理解できるように配慮した案内板のこと。

●墨字（すみじ）

点字に対して、視覚的に読む文字（目で読む文字）をいう。この用語解説も印刷物で読むときは、墨字で示されていることになる。

●障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月26日公布、施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）

障害者基本法の基本的な理念に則り、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的

人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

●赤外線送受信装置

マイクからの音声を赤外線送受信機により飛ばすことにより、会場で子機をつければ映画やコンサート等を友人や家族と一緒に席で鑑賞することのできる装置。補聴器又は専用レシーバーで聴く聴覚障害者の席を設ける必要がなくなる。

●電光

行き先案内や緊急に際するメッセージ発信のための電光ボードなど。聴覚障害者への有効な伝達手段のひとつ。

●内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの障害の総称。

●ノーマライゼーション

障害をもつ人が障害をもたない人と同等に生活し活動する社会を目指すという理念。1950年代後半の北欧で誕生し、国連の「障害者の権利宣言」（1975年）採択などに影響を与えた。ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念とあわせ、国の「障害者対策に関する新長期計画」をはじめ、障害者福祉推進における基本的な理念の1つである。

●パウチ

便や尿を受け止め、溜めておくため、オストメイトが装着する袋。

●白杖（はくじょう）

視覚障害者の歩行補助具。障害物に対する防御、路面の変化を知る、視覚障害者であることを周囲に伝えるなどを目的として使用する。折り畳み式、スライド式、直杖式等の種類がある。

●白内障

水晶体が濁って徐々に視力が失われていく病気。高齢者に多い。かすんで見える、黄色っぽく見える、明るいところではまぶしいなどの症状がある。

●パーキング・パーミット制度

障害者等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。

●バリアフリー

建物内の段差を解消するなど、障害者や高齢者などが生活する上で妨げとなる様々な障壁（バ

リア）を取除くということ。建物や物などの物理的なもののほかに障害者や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日公布、同年12月20日施行）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めている。

●筆談

手のひらや紙に文字を書いて伝えあう方法。聴覚障害者とのコミュニケーション手段のひとつ。

●明度

色の明るさを表す度合。眼に感じる光の強弱を示す量。

●ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者だけでなく、一般の人にも使いやすい形の製品。バリアフリーをさらに発展させた、誰もが共有できるコンセプトによるもの。

●聾（聴覚障害者あるいは耳の不自由な人）

補聴器を使えばある程度は聞こえる人や、まったく聞こえない人など、その度合いはさまざまで、生まれた時から聞こえない人もいるし、病気や事故で聞こえなくなる人もいる。

●ワークショップ

意見や技術の交換・紹介を行う研究や共同作業の場で、参加体験型の双方向グループ研究。まちづくりなどの場合は、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、地域の課題を協力して解決するために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法のひとつ。

『人にやさしい街づくり 望ましい整備指針』の策定にあたっては、『人にやさしい街づくり推進委員会』（別紙1）の意見を聞きながら進めた。また、多様な分野の有識者の指導・助言を得るとともに、想定される様々な利用者（団体）（別紙2）を対象にアンケートを実施、さらにパブリックコメントを実施し、本指針に反映した。

策定の経緯

事 項	日 時
第1回 人にやさしい街づくり推進委員会	平成17年12月16日（金）
第2回 人にやさしい街づくり推進委員会	平成18年 1月25日（木）
第3回 人にやさしい街づくり推進委員会	平成18年11月 6日（月）
アンケート調査	平成18年12月7日（木） ～ 平成18年12月22日（金）
第4回 人にやさしい街づくり推進委員会	平成19年 1月25日（木）
パブリックコメント	平成19年2月20日（火） ～ 平成19年3月19日（月）
第5回 人にやさしい街づくり推進委員会	平成19年8月23日（月）

(別紙 1)

「人にやさしい街づくり推進委員会」委員（策定時）

(五十音順)

氏 名	職 名
磯 部 友 彦	中部大学工学部都市建設工学科教授
伊 藤 京 子	社団法人愛知建築士会評議員
江 口 このみ	NPO法人わが家流子育て応援団ふりあん理事長
大 友 昌 子	中京大学現代社会学部教授
鬼 頭 弘 子	NPO法人ひとにやさしいまちづくりネットワーク・東海 副理事長
(平成17・18年度) 小 林 富 吉 (平成19年度～) 佐 藤 敏 雄	財団法人愛知県老人クラブ連合会副会長
坂 本 隆 司	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団指導員
谷 口 元 (委 員 長)	名古屋大学大学院工学研究科教授
(平成17年度) 山内 可奈子 (平成18年度～) 辻 耕 司	名古屋市健康福祉局障害企画課主査
溝 口 栄一郎	社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
(平成17・18年度) 森 田 隆 (平成19年度～) 鈴 木 孝 宏	名古屋商工会議所街づくり振興部長 名古屋商工会議所産業振興部街づくり振興グループ長
山 田 昭 義	社会福祉法人AJU自立の家常務理事
柚 原 誠	中部鉄道協会技術委員長

アンケート対象団体リスト（策定時）

『第3回 人にやさしい街づくり推進委員会』で示した素案について意見を求めた。

団体名
社会福祉法人A J U自立の家
わだちコンピュータハウス
社団法人日本オストミー協会愛知東海支部
財団法人愛知県老人クラブ連合会
特定非営利活動法人東三河ハートネット
特定非営利活動法人ひとにやさしいまちづくりネットワーク・東海
特定非営利活動法人わが家流子育て応援団ふりあん
自立生活センターゆうとぴあ若宮
特定非営利活動法人つくし
愛知県視覚障害者協議会
愛知県盲人福祉連合会
中部弱視者連絡会
社団法人愛知県聴覚障害者協会
特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会
愛知県重度障害者の生活をよくする会
愛知県身体障害者福祉団体連合会
愛知県重度障害者団体連絡協議会
愛知県筋ジストロフィー協会
愛知県障害者（児）の生活と権利を守る会連絡協議会
愛知県知的障害者育成会
財団法人日本自閉症協会愛知県支部
愛知県精神障害者家族会連合会
愛知心理療育親の会
愛知県重症心身児（者）を守る会
障害者スポーツ振興センター
名古屋市視覚障害者協会
名古屋盲人情報文化センター
特定非営利活動法人名古屋難聴者・中途失聴者支援協会
わっぱの会
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
愛友会
財団法人中部盲導犬協会
愛知県腎臓病患者連絡協議会
愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会
愛知県オスメイト福祉連合会
愛知県肢体不自由児協会
愛知盲ろう者友の会
愛知県聴覚障害者親の会連合会
愛知県特殊学校P T A連絡協議会
愛知県学習障害児・者親の会

参考・引用文献

▼JIS 規格

- 手動車いす（JIS T 9201 : 1998）／平成 10 年 5 月
発行 日本規格協会
- 電動車いす（JIS T 9203 : 1999）／平成 11 年 9 月
発行 日本規格協会
- 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列（JIS T 9251 : 2001）
／平成 13 年
発行 日本規格協会
- 案内用図記号（JIS Z 8210 : 2002）／平成 14 年 3 月
発行 日本規格協会
- コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103 : 2005）／平成 17 年 4 月
発行 日本規格協会
- 高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状，色，配置及び器具の
配置（JIS S0026 : 2007）／平成 19 年 3 月

▼国の発行物

- 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準／平成 24 年 7 月
編集 国土交通省 発行 人にやさしい建築・住宅推進協議会
- バリアフリー法逐条解説 2006（第 3 版）／平成 25 年 10 月
編集 日本建築行政会議（防災部会バリアフリー分科会）
発行 日本建築行政会議
- 道路の移動円滑化整備ガイドライン／平成 23 年 11 月
監修 国土交通省道路局企画課
編集・発行 財団法人 国土技術研究センター
- バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）／平成 25 年 10 月
発行 交通エコロジー・モビリティ財団
- バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）／平成 25 年 10 月
監修 国土交通省総合政策局交通消費者行政課
発行 交通エコロジー・モビリティ財団

▼他都府県の整備マニュアル類

- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施設整備マニュアル／平成 15 年 2 月
発行 秋田県健康福祉部
- 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル 改訂／平成 20 年 3 月
発行 茨城県保健福祉部厚生総務課
- 大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル〔改訂 3 版〕／平成 15 年 3 月
発行 大阪府住宅街づくり部建築指導室建築企画課
- 神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック／平成 21 年 11 月
発行 神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課
- カラーバリアフリー 色使いのガイドライン／平成 20 年 10 月
発行 神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

- 岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル／平成 16 年 1 月
編集 岐阜県都市建築部建築指導課
- 群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル／平成 16 年 3 月
編集・発行 群馬県健康福祉部障害政策課
- 滋賀県だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施設整備マニュアル／平成 17 年 3 月
発行 滋賀県健康福祉部健康福祉政策課
- 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル／平成 26 年 3 月
発行 島根県健康福祉部障害者福祉課 島根県土木部建築住宅課
- 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル／平成 21 年 3 月
発行 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課
- 新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアル／平成 22 年 3 月
編集・発行 新潟県福祉保健部障害福祉課 土木部都市局建築住宅課
- 福岡県福祉のまちづくり条例手引書／平成 25 年 3 月
発行 福岡県建築都市部建築指導課
- 山形県福祉のまちづくり条例整備マニュアル／平成 23 年 10 月
編集・発行 山形県健康福祉部健康福祉企画課
- ▼中部国際空港関係
- 中部国際空港旅客ターミナルビル基本設計に係るユニバーサルデザイン研究会／平成 12 年 8 月
発行 中部国際空港株式会社
- 中部国際空港旅客ターミナルビルへのユニバーサルデザイン導入検討業務報告書／平成 13 年 12 月 発行 中部国際空港株式会社
- 中部国際空港旅客ターミナルビルへのユニバーサルデザイン導入業務（その 1）報告書／平成 15 年 3 月 発行 中部国際空港株式会社
- 中部国際空港旅客ターミナルビルへのユニバーサルデザイン導入業務（その 2）中間報告書／平成 16 年 3 月 発行 中部国際空港株式会社
- 中部国際空港旅客ターミナルビルへのユニバーサルデザイン導入業務（その 2）報告書／平成 17 年 2 月 発行 中部国際空港株式会社

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

平成六年十月十四日
条例第三十三号

改正 平成一二年 三月二八日条例第二号
平成一二年一〇月一三日条例第六四号
平成一六年一二月二一日条例第七七号
平成一九年 三月二三日条例第三三号

人にやさしい街づくりの推進に関する条例をここに公布する。
人にやさしい街づくりの推進に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第五条）
第二章 施策の基本方針等（第六条―第十条）
第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等（第十一条―第二十条）
第四章 雑則（第二十一条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活

に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。

二 特定施設 次に掲げる施設で多数の者が利用するものとして規則で定めるものをいう。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第二号に規定する特殊建築物

ロ 事務所の用に供する建築物

ハ 公衆便所の用に供する建築物

ニ 地下街その他これに類するもの

ホ 道路

ヘ 公園、緑地その他これらに類するもの

ト 公共交通機関の施設

チ 駐車場

リ 一団地の住宅施設その他これに類するもの

追加〔平成一六年条例七七号〕

（県の責務）

第二条 県は、人にやさしい街づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市町村に対する協力）

第三条 県は、市町村が実施する当該市町村の区域の状況に応じた人にやさしい街づくりに関する施策に協力するものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業の用に供する施設を高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるようにするため、その施設の構造及び設備に関し必要な措置を講じ、並びに高齢者、障害者等の施設の円滑な利用に資する情報及び役務の提供に努めるとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例二号・一六年七七号〕

（県民の役割）

第五条 県民は、人にやさしい街づくりに関する理解を深め、並びに高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できるようにするための措置が講じられた施設の構造及び設備の機能を妨げることのないようにするとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一二年条例二号・一六年七七号〕

第二章 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第六条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、人にやさしい街づくりに関する施策を実施するものとする。

一 高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進すること。

二 高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交

通機関の施設等の整備を推進すること。

(教育活動、広報活動等の推進)

第七条 県は、人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めるよう教育活動、広報活動等を推進するものとする。

(情報の収集及び提供等)

第八条 県は、人にやさしい街づくりの推進に資する技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して、人にやさしい街づくりの推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、人にやさしい街づくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等

全部改正〔平成一六年条例七七号〕

(整備基準の遵守義務等)

第十一条 特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設にすることを含む。以下「特定施設の新築等」という。）をしようとする者は、当該特定施設（増築、改築又は用途の変更をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は用途の変更に係る部分その他規則で定める部分に限る。）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、当該特定施設について整備基準を遵守する場合と同等以上的高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する措置が講じられると認められる場合又は当該特定施設について整備基準を遵守することが著しく困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 第一条の二第二号イからへまで、チ及びリに掲げる施設に該当する特定施設（次号に掲げる特定施設を除く。） 別表第一

二 第一条の二第二号イに掲げる施設に該当する特定施設で建築基準法第二条第二号に規定する用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの 別表第二

三 第一条の二第二号トに掲げる施設に該当する特定施設 別表第三

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

全部改正〔平成一六年条例七七号〕

(高齢者、障害者等の意見の聴取)

第十一条の二 特定施設の新築等（規則で定める特定施設に係るものに限る。）をしようとする

者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

追加〔平成一六年条例七七号〕

（整備計画の届出）

第十二条 特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、整備基準に適合させるための措置に関する計画（以下「整備計画」という。）を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

（指導及び助言）

第十三条 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る整備計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした特定施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

（整備計画の変更）

第十四条 第十二条の規定による届出をした者は、当該届出に係る整備計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

（指示）

第十五条 知事は、特定施設の新築等をする者が第十二条若しくは前条第一項の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したとき、又は当該届出に係る整備計画の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

（報告及び調査）

第十六条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準に適合させるための措置の実施状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

（既存の特定施設に係る措置）

第十七条 事業者は、その事業の用に供する特定施設でこの条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行の際現に存するもの（現に工事中のものを含む。）について、整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

（適合証の交付）

第十八条 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、適合証の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があった場合において、当該措置が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした事業者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。
一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(維持保全)

第十八条の二 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、当該措置を講じた特定施設の構造及び設備の機能を維持するよう努めなければならない。

追加〔平成一六年条例七七号〕

(実施状況の報告等)

第十九条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該報告をした事業者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言を行うことができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(国等に関する特例)

第二十条 第十二条から第十六条までの規定は、国、県、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十月十三日条例第六十四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成十六年十二月二十一日条例第七十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「新条例」という。）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等については、新条例第十一条から第十六条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に新築等の工事中の特定施設（改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条第一項に規定する特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）（旧条例第十二条又は第十四条第一項の規定による届出に係る整備計画の内容と異なる工事が行われた特定施設を含む。）については、旧条例第十一条から第十六条までの規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の際現に存する特定施設で旧条例第十一条第二項の基準に適合しているもの（現に新築等の工事中のもので当該工事により旧条例第十一条第二項の基準に適合することとなるものを含む。以下「旧基準適合特定施設」という。）については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十七条の規定は、適用しない。
- 5 旧基準適合特定施設に係る新条例第十八条第一項及び第二項並びに第十八条の二の規定の適用については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十八条第一項中「整備基準に適合させるための」とあるのは「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年愛知県条例第七十七号）による改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条第一項に規定する」と、新条例第十八条第二項及び第十八条の二中「整備基準」とあるのは「旧条例第十一条第二項の基準」とする
(愛知県事務処理特例条例の一部改正)
- 6 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成十九年三月二十三日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第十一条関係）

- 一 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設にあつては、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）を設けること。
- 二 歩道及び自転車歩行者道並びに敷地内の通路、廊下その他これに類するもの及び園路（以下「通路等」という。）で利用円滑化経路を構成するものその他の規則で定める通路等は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、歩道にあつては二メートル以上、自転車歩行者道にあつては三メートル以上、通路等にあつては一・四メートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。
 - ハ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。
 - ニ 歩道及び自転車歩行者道並びに通路等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。
- 三 利用円滑化経路を構成する出入口その他の規則で定める出入口は、次に定める構造その他

の規則で定める構造とすること。

イ 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の建築物の出入口は八十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。

四 不特定かつ多数の者が利用する階段その他の規則で定める階段は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 回り階段としないこと。

ロ 手すりを設けること。

ハ 段鼻は、滑りにくくすること。

五 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるものの利用円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ かごの奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。

ロ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。

六 不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 段を設けないこと。

ロ 床の表面は、滑りにくくすること。

ハ 次に定める構造の便房を設けること。

(1) 便器は、洋式とすること。

(2) 手すりを設けること。

ニ 出入口に近い小便器には、周囲に手すりを設けること。

七 第一条の二第二号イからハまで及びヘに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるものの不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所については、前号に定める構造とするほか、出入口の有効幅員を八十センチメートル以上とするとともに、車いす使用者等が利用できる規則で定める構造の便房を設けること。

八 愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）第十二条に規定する興行場等にあつては、規則で定めるところにより、車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路を設けること。

九 第一条の二第二号チに掲げる施設に該当する特定施設及び同号イからヘまでに掲げる施設に該当する特定施設に附属する駐車場で規則で定めるものにあつては、規則で定めるところにより、車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分及び車いす使用者が通行できる通路を設けること。

十 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

一部改正〔平成一二年条例六四号・一六年七七号〕

別表第二（第十一条関係）

一 敷地内の通路及び建築物の直接地上へ通ずる出入口で規則で定める経路を構成するものは、それぞれ次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 敷地内の通路

(1) 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

(2) 段を設けないこと。

(3) 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

(4) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。

ロ 建築物の直接地上へ通ずる出入口

(1) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 段を設けないこと。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

追加〔平成一六年条例七七号〕

別表第三（第十一条関係）

一 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四条第六項第二号及び第三章を除く。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に定める基準

二 公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、規則で定める勾（こう）配とすること。

三 不特定かつ多数の者が利用する便所は、公共交通移動等円滑化基準第十三条第一項に掲げる基準に適合させるほか、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 段を設けないこと。

ロ 次に定める構造の便房を設けること。

(1) 便器は、洋式とすること。

(2) 手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

追加〔平成一六年条例七七号〕、一部改正〔平成一九年条例三三号〕

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

平成十七年三月三十一日
規則第五十八号

改正 平成一七年一〇月二一日規則第一一二号
平成一九年 三月二三日規則第一九号
平成一九年 七月二七日規則第四九号
平成二一年 三月二七日規則第一三号
平成二四年 三月三〇日規則第二五号
平成二五年 三月二九日規則第三二号

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成六年愛知県規則第百二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（特定施設）

第三条 条例第一条の二第二号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる用途に供する建築物又はその部分

- イ 学校その他これに類するもの
- ロ 博物館、美術館又は図書館
- ハ 体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場
- ニ 病院、診療所、助産所又は施術所
- ホ 社会福祉施設その他これに類するもの
- ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ト 公会堂又は集会場
- チ 展示場
- リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの
- ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの
- ヲ 公衆浴場
- ワ ホテル又は旅館
- カ 火葬場

二 共同住宅の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は五十戸を超えるもの

三 工場の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

- 四 国、県、市町村又は第十三条各号に掲げる者の事務所の用に供する建築物又はその部分
 - 五 銀行その他の金融機関の事務所の用に供する建築物又はその部分
 - 六 事務所の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの（前二号に該当するものを除く。）
 - 七 公衆便所の用に供する建築物又はその部分（他の特定施設に附属するものを除く。）
 - 八 地下街その他これに類するもの
 - 九 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）
 - 十 公園、緑地その他これらに類するもの
 - 十一 公共交通移動等円滑化基準第一条第一項第五号に規定する鉄道駅、同項第六号に規定する軌道停留場、同項第七号に規定するバスターミナル、同項第八号に規定する旅客船ターミナル又は同項第九号に規定する航空旅客ターミナル施設
 - 十二 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条の規定による届出を要する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）
 - 十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設に該当する駐車場
 - 十四 都市計画法第十一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設
 - 十五 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項の事業を含む。）、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可を要する開発行為により一体として整備する施設（五十戸以上の住宅の建設を予定する場合に限る。）
 - 十六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による許可を受けた総合的設計による一団地の建築物（五十戸以上の住宅に限る。）
- 一部改正〔平成一九年規則一九号〕

（条例第十一条第一項の規則で定める部分）

- 第四条 条例第十一条第一項の規則で定める部分は、同項第一号に掲げる特定施設の次に掲げる経路を構成する敷地内の通路、廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）、昇降機、出入口及び階段とする。
- 一 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）に係る部分にある不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）又は前条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設の客室若しくは同条第二号に掲げる特定施設の住戸（以下「利用居室等」という。）までの一以上の経路
 - 二 増築等に係る部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等がないときは、道等。次号において同じ。）から増築等に係る部分にある車椅子使用者等が利用できる構造の便房（第二十一条第一項の表（い）欄に掲げる特定施設の同表（ろ）欄に掲げる便所に設けるものに限る。以下「車椅子使用者用便房」という。）までの一以上の経路
 - 三 増築等に係る部分にある駐車場（第二十三条第一項に規定するものに限る。）の車椅子使用者が乗車する自動車を駐車できる部分（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から増築等に係る部分にある利用居室等までの一以上の経路
 - 四 第二十四条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項第四号に規定する前条第

一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみ増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの道等から増築等に係る部分以外にある案内設備までの経路

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（条例第十一条第一項ただし書の規則で定める場合）

第五条 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 高低差の著しい敷地又は区域に特定施設の新築等をしようとする場合で、傾斜路の勾（こう）配について物理的に整備基準を遵守することができないと認められるとき。
- 二 用途の変更をして特定施設にしようとする場合で、廊下等、階段又はエレベーターについて構造上整備基準を遵守することができないと認められるとき。
- 三 文化財としての価値が高い特定施設の新築等をしようとする場合で、整備基準を遵守すると当該価値が著しく損なわれることになると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる理由により整備基準を遵守することができないと認められるとき。

（条例第十一条の二の規則で定める特定施設）

第六条 条例第十一条の二の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号から第八号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる特定施設のうち県が新築するもので、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- 二 第三条第十号に掲げる特定施設のうち県が新設するもので、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの

（整備計画の届出）

第七条 条例第十二条の規定による整備計画の届出をしようとする者は、特定施設整備計画届出書（様式第一）に、次の表（い）欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

	（い）	（ろ）
（一）	第三条第一号から第八号まで及び第十二号から第十六号までに掲げる特定施設（条例第十一条第一項第二号に掲げる特定施設（以下「小規模特定施設」という。）を除く。）	一 適合状況項目表（様式第二（その一）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、利用円滑化経路の位置、敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車椅子利用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの） 四 建築物にあっては、各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、利用円滑化経路の位置、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの）

		五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(二)	第三条第九号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その二）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 平面図（縮尺、方位、道路の境界線、幅員及び路面の高低を明示したもの） 四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その三）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 平面図（縮尺、方位、区域の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、園路及び出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの） 四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(四)	小規模特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その四）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員を明示したもの） 四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員並びに床の高低を明示したもの） 五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(五)	第三条第十一号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その五）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに公共交通移動等円滑化基準第四条第四項に規定する移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口の位置及び有効幅員を明示したもの） 四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路の位置、通路及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの） 五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書

一部改正〔平成一九年規則一九号・二五年三二号〕

(軽微な変更)

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、工事の着手又は完了の予定年月日の変更とする。

（整備計画の変更の届出）

第九条 条例第十四条第一項の規定による整備計画の変更の届出をしようとする者は、特定施設整備計画変更届出書（様式第三）に、第七条の表(い)欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十条 条例第十六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

（適合証の交付の請求等）

第十一条 条例第十八条第一項の規定による適合証の交付の請求をしようとする者は、適合証交付請求書（様式第五）に、適合状況項目表（様式第二）を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項に規定する適合証の様式は、様式第六のとおりとする。

（実施状況の報告）

第十二条 条例第十九条第一項の規定により整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求められた事業者は、実施状況報告書（様式第七）に、適合状況項目表（様式第二）を添えて知事に提出しなければならない。

（適用の特例を受ける者）

第十三条 条例第二十条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人
- 三 土地開発公社
- 四 土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者

（利用円滑化経路の設置）

第十四条 条例別表第一第一号の規定による利用円滑化経路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。
 - イ 建築物に利用居室等を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路
 - ロ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等がないときは、道等。ハにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
 - ハ 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 当該駐車場（二以上の駐車場を設ける場合にあっては、そのうち一以上の駐車場とし、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設とする。）から利用居室等までの経路
- 二 第十九条第一項各号（同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲

げる特定施設の利用円滑化経路上には、階段を設けないこと。

- 2 前項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが困難である場合における同号の規定の適用については、同号イ及びロ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(通路等)

第十五条 条例別表第一第二号の規則で定める通路等は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	歩道及び自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。)	一 有効幅員は、歩道にあつては二メートル以上、自転車歩行者道にあつては三メートル以上とすること。 二 段を設けないこと。 三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。 四 歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 五 舗装は、水はけの良いものとする。 六 歩道等の切下げ部等ですりつけが発生する場合の縦断勾(こう)配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。 七 横断勾(こう)配は、二パーセント以下とすること(車両乗入れ部を除く。) 八 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。 九 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる平たんな部分を設けること。
(二)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路((三)項に掲げるものを除く。)	一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。 二 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。 四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ロ 勾(こう)配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾(こう)配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ハ 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

		ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
(三)	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の敷地内の通路	一 (二)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。 二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。 三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 ロ 勾(こう)配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。 ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾(こう)配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。 ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。 五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(四)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等((五)項に掲げるもの及び利用居室等内の通路を除く。)	一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。 二 廊下等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。 四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ロ 勾(こう)配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ハ 傾斜路とその前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。 ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
		一 (四)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五

(五)	利用円滑化経路を構成する廊下等、利用居室内の主要な通路（第二十二条第四号に規定する通路を除く。）、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の廊下等及び第三条第八号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用する通路	号までに定める構造とすること。 二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、端から十メートル以内及び区間五十メートル以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ一・四メートル以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設ける場合は、この限りでない。 三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 ロ 勾（こう）配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。 ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。 ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。 五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(六)	第三条第十号に掲げる特定施設に設ける主要な園	一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。 二 段を設けないこと。ただし、第六号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 三 前号ただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとする。 四 表面は、滑りにくく、平たんにする。 五 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 六 傾斜路を設ける場合には、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 ロ 勾（こう）配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。 ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾（こう）配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ

路	七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。 ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。 ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ヘ 勾（こう）配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾（こう）配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ト 傾斜路とその前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。 チ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 七 縦断勾（こう）配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。 八 横断勾（こう）配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができる。
---	--

（段に併設する昇降機の構造）

第十六条 前条の表(三)項(ろ)欄第三号ただし書、(五)項(ろ)欄第三号ただし書及び(六)項(ろ)欄第二号ただし書に規定する昇降機の構造は、第十九条第二項各号に定める構造又は次に定める構造とする。

一 エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定する構造とすること。

ロ 籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは一・二メートル以上とすること。

ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定する構造とすること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（出入口）

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口（第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。）及び同条	一 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八十センチメートル以上とすること。 二 段を設けないこと。

	第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(二)	第三条第十号に掲げる特定施設の出入口	一 有効幅員は、一以上の出入口を一・二メートル以上とし、その出入口に車止めのさくを設ける場合には、さくとさくの間隔は、九十センチメートル以上とすること。 二 段を設けないこと。 三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(階段)

第十八条 条例別表第一第四号の規則で定める階段は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段とし、同号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 回り階段としないこと。
- 二 手すりを設けること。
- 三 段鼻は、滑りにくくすること。
- 四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 五 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 六 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

(利用円滑化経路を構成するエレベーター)

第十九条 条例別表第一第五号の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる特定施設（同号イに掲げる用途に供するものを除く。）並びに同条第三号から第七号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）以外の階における不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分（同条第一号イに掲げる用途及び共同住宅の用に供する部分を除き、同号ワに掲げる用途に供する特定施設にあっては、その客室部分を含むものとする。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 二 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
 - 三 第三条第二号に掲げる特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、戸数が五十戸を超えるもの
- 2 条例別表第一第五号の規則で定める構造は、第十六条第一号に定める構造のエレベーターを段に併設する場合を除き、次のとおりとする。
- 一 籠の奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。
 - 二 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - 三 籠は、利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
 - 四 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。

- 五 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。
- 六 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- 七 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- 八 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
- イ 籠の幅は、一・四メートル以上とすること。
- ロ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。
- 九 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
- イ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ロ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に操作ボタン等を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- ハ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 3 増築等の場合（増築等により第一項各号に掲げる特定施設となる場合であつて、増築等に係る部分に利用円滑化経路を構成するエレベーターを設けるときの除く。）における第一項の規定の適用については、同項中「床面積」とあるのは「増築等に係る部分の床面積」と、「階数」とあるのは「増築等に係る部分の階数」と、「戸数」とあるのは「増築等に係る部分の戸数」とする。
- 一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（便所）

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(二)項及び(三)項に掲げるものを除く。）	一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 イ 勾（こう）配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。 ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 床の表面は、滑りにくくすること。 三 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。 イ 便器は、洋式とすること。 ロ 手すりを設けること。 四 出入口に近い小便器は、周囲に手すりを設け、床置き式

		その他これに類する構造とすること。
(二)	第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号ヘからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所	一 （一）項（ろ）欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。 二 乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。
(三)	第三条第一号イに掲げる用途（特別支援学校の用途に限る。）に供する特定施設、同号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ハに掲げる用途（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボウリング場、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）及び遊技場の用途に限る。）に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設、同号ホに掲げる用途（老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）及び老人福祉	一 （一）項（ろ）欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。 二 人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けること。

	センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものの用途に限る。)に供する特定施設及び同号へからワまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号、第五号、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のための床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
--	---

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（車椅子使用者等が利用できる便所）

第二十一条 条例別表第一第七号の規則で定める特定施設は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める便所は、それぞれ同表(ろ)欄に掲げるものとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のための床面積の合計が五十平方メートル以上のもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階の便所のうちの一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(二)	第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階の便所のうちの一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用する便所
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設で、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの	一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用する便所

2 条例別表第一第七号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - 二 出入口の戸は、次に定める構造とすること（第三条第十号に掲げる特定施設を除く。）。
 - イ 施錠の操作がしやすく、緊急の場合は、外部からも解錠することができるものとする。
 - ロ 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。ただし、当該便房のある便所内にレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設ける場合は、この限りでない。
 - 四 前条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造とすること。
 - 五 車椅子使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
- 一部改正〔平成十九年規則四九号・二五年三二号〕

（車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置）

第二十二條 条例別表第一第八号の規定による車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 車いす使用者が利用できる客席の部分の数は、客席のいすの総数に二百分の一を乗じて得た数（当該乗じて得た数が十を超える場合にあっては、十）以上とすること。
- 二 車いす使用者が利用できる客席の部分は、客席の出入口（利用円滑化経路を構成するものに限る。第四号において同じ。）から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設けること。
- 三 車いす使用者が利用できる客席の部分及びその接する部分の床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにする。
- 四 車いす使用者が利用できる通路は、客席の出入口から車いす使用者が利用できる客席の部分へ通ずるものとし、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - (1) 勾（こう）配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。
 - (2) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
 - ハ 表面は、滑りにくく、平たんにする。

(車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路の設置)

第二十三条 条例別表第一第九号の規則で定める駐車場は、第三条第十二号及び第十三号に掲げる駐車場並びに同条第一号から第十号までに掲げる特定施設に附属する駐車場で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数(駐車場法施行令第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いるものの駐車台数を除く。以下この条において同じ。)が二十五台を超えるもの(当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数の合計が二十五台を超えるときにおけるそれらの駐車場)とする。

2 条例別表第一第九号の規定による車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 車椅子使用者用駐車施設の数、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数(当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数を合計した数)に五十分の一を乗じて得た数(当該乗じて得た数が三を超える場合にあっては、三)以上とすること。

二 車椅子使用者用駐車施設は、第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするもの又は当該車椅子使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口若しくは第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、当該駐車場が建築物である場合にあっては、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階に設けること。

三 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、三・五メートル以上とすること。

ロ 地面又は床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにすること。

四 第二号に規定する車椅子使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口又は第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路を構成する通路は、屋外にあるものにあっては第十五条の表(三)項(ろ)欄に定める構造とし、屋内にあるものにあっては同表(五)項(ろ)欄に定める構造とすること。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積(同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積)の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものにあっては、次の部分に、点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。

イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が次のいずれかに該当す

るものである場合は、この限りでない。

(1) 勾配が二十分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの

(2) 高さが十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの

(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する第十五条の表(四)項(ろ)欄第四号又は(五)項(ろ)欄第四号に規定する傾斜路を設ける場合には、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(1)から(3)までのいずれかに該当するものである場合又はその部分に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(3)に該当するものである場合又はその部分に段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

二 第三条第九号に掲げる特定施設にあっては、次の部分に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。

イ 次の道路の歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部

(1) 市街地を形成している地域及び市街地を形成する見込みの高い地域の道路

(2) 官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路

ロ 歩道等及び交通島の立体横断施設の昇降口並びに乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口の部分

ハ 中央分離帯の人が滞留する部分

三 第三条第十号に掲げる特定施設にあっては、その出入口が直接車道に接する場合には、点状ブロック等の敷設、舗装材を変化させること等により車道との境界を認識できるようにすること。

四 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設(当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物)の床面積(共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。)(同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積)の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のための床面積の合計が五十平方メートル以上のものに案内設備を設ける場合には、道等から当該特定施設の案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 道等から当該特定施設の案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

ロ 当該特定施設内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合

五 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。

イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。た

だし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(1) 車路に近接する部分

(2) 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が第一号イ(1)若しくは(2)に該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合は、この限りでない。

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

イ 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

ロ 第二十条の表(二)項(ろ)欄第二号又は(三)項(ろ)欄第二号に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便房の戸又はその付近及び当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

ハ 車椅子使用者用便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨及び高齢者、障害者等の誰もが利用できる旨を表示した標識を掲示すること。

ニ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

ホ 第三条第一号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。

2 増築等の場合における前項第四号の規定の適用については、同号中「に案内設備を設ける場合」とあるのは、「の増築等に係る部分に案内設備を設ける場合並びに同条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のための増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの増築等に係る部分以外に案内設備がある場合」とする。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（条例別表第一第十一号の規則で定める基準）

第二十五条 条例別表第一第十一号の規則で定める基準は、次条から第三十一条までに定めるところによる。

（駐車場）

第二十六条 第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場は、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階に設けなければならない。

（車いす使用者用浴室等）

第二十七条 第三条第一号ハ、ヲ及びワに掲げる用途に供する特定施設に不特定かつ多数の者が

利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）は、次に定める構造としなければならない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、かつ、十分な空間を確保すること。
- 二 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面には、段を設けないこと。
- 四 出入口は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（車椅子使用者用客室）

第二十八条 第三条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上で、かつ、客室の総数が五十以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者が円滑に利用できる客室は、次に定める構造としなければならない。
 - 一 出入口は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 二 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便房が設けられた便所がある場合は、この限りでない。
 - イ 第二十一条第二項に定める構造の便房を設けること。
 - ロ 便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 便房及び便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 浴室等は、前条に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に同条に規定する浴室等（同条に定める構造のものに限る。）が設けられている場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（カウンター等）

第二十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台及び公衆電話台（以下「カウンター等」という。）を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を一以上設けなければならない。

（ベンチ等）

第三十条 第三条第十号に掲げる特定施設にベンチ、水飲場等を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造としなければならない。

（特定施設の新築等をしようとする者の努力義務）

第三十一条 第三条第一号から第八号までに掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない

い。

一 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設（第二十一条第一項の表(一)項(イ)欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。）又は第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設（同表(二)項(イ)欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 第二十条の表(一)項(ロ)欄第三号に定める構造の便房のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に定める構造とすること。

イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。

二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設（第二十四条第一項第四号に規定する特定施設に該当するものを除く。）に案内設備を設ける場合 同項第四号及び第五号に掲げる措置を講ずること。ただし、同項第四号イ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

三 第三条第一号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設並びに同条第四号及び第五号に掲げる特定施設に案内設備を設ける場合 文字情報表示設備を設けること。

四 誘導灯を設ける場合 点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮したものとする。

2 次の各号に掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

一 第三条第一号へ及びトに掲げる用途に供する特定施設で、条例別表第一第八号に規定する興行場等に該当するもの 客席に集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。

二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設（第二十四条第一項第一号に規定する特定施設に該当するものを除く。） 同項第一号に掲げる措置を講ずること。

三 第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号へからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設 授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。

四 第三条第十号に掲げる特定施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園を除く。）

イ 第十五条の表(六)項(ロ)欄第二号ただし書の場合において、主要な園路に段を設けるときは、手すりを両側に設けること。

ロ 主要な園路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。

(1) 縦断勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八パーセント以下とすること。

(2) 横断勾配は、設けないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

(4) 手すりを両側に設けること。

ハ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

ニ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けること。

ホ 車椅子使用者用便房を設ける場合には、出入口の戸は、次に定める構造とすること。

（１） 施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができるものとする
こと。

（２） 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

へ 休憩所、管理事務所、掲示板、標識、屋根付広場、野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）に定める基準に適合させること。

五 第三条第十四号及び第十五号に掲げる特定施設である道路

イ 歩道等は、次に定める構造とすること。

（１） 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては、歩道は三・五メートル以上、自転車歩行者道は四メートル以上とすること。

（２） 横断勾配は、一パーセント以下とすること（車両乗入れ部を除く。）。

ロ 立体横断施設、自動車駐車場、案内標識、乗合自動車停留所、路面電車停留場、休憩施設、照明施設又は防雪施設を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）に定める基準に適合させること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（一団地の住宅施設等の整備基準）

第三十二条 第三条第十四号から第十六号までに掲げる特定施設の建築物、道路、駐車場及び公園、緑地その他これらに類するものの整備基準は、第十四条から前条までに定めるとおりとする。

（小規模特定施設の敷地内の通路等）

第三十三条 条例別表第二第一号の規則で定める経路は、道等から建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する直接地上へ通ずる出入口までの経路のうちの一以上の経路とし、同号の規則で定める構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 敷地内の通路

イ 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし、へに定める構造の傾斜路又は第十六条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

ハ ロただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとする。

ニ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

ホ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。

へ 傾斜路を設ける場合には、ホに定めるもののほか、次に定める構造とすること。

（１） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

- (2) 勾（こう）配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾（こう）配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (3) 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (5) 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
- (6) 勾（こう）配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
- (7) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾（こう）配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
- (8) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ト 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 建築物の直接地上へ通ずる出入口

- イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
- ロ 段を設けないこと。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（小規模特定施設の新築等をしようとする者の努力義務）

第三十四条 条例第十一条第一項第二号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次のとおりとするよう努めなければならない。

- 一 条例別表第二第一号に規定する経路を構成する建築物の直接地上へ通ずる出入口から当該便所の次号に掲げる便房までの経路の有効幅員を九十センチメートル以上とすること。
- 二 次に定める構造の便房を設けること。
 - イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 便器は、洋式とすること。
 - ハ 手すりを設けること。
 - ニ 車椅子使用者が利用できるよう空間を確保すること。
 - ホ 戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

（移動等円滑化された経路を構成する傾斜路等）

第三十五条 条例別表第三第二号の規則で定める勾（こう）配は、十二分の一（屋外に設ける傾斜路にあつては、十五分の一）以下とする。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とする。

2 条例別表第三第三号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

イ 勾（こう）配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。

イ 便器は、洋式とすること。

ロ 手すりを設けること。

3 条例別表第三第四号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 前項第二号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

二 第三十八条に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便房の戸又はその付近及び当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

三 施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。

一部改正〔平成一九年規則一九号・二五年三二号〕

（条例別表第三第五号の規則で定める基準）

第三十六条 条例別表第三第五号の規則で定める基準は、次条から第三十九条までに定めるところによる。

（移動等円滑化された経路と便所等との間の経路における傾斜路）

第三十七条 公共交通移動等円滑化基準第十四条第一項第一号（公共交通移動等円滑化基準第十五条において準用する場合を含む。）及び第十六条第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する通路に設ける傾斜路並びに同条第一項第二号ニ（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する傾斜路の勾（こう）配は、十二分の一（屋外に設ける傾斜路にあつては、十五分の一）以下としなければならない。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下としなければならない。

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

（乳幼児用椅子、乳幼児用ベッド等）

第三十八条 条例第十一条第一項第三号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあつては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けなければならない。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあつては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

（公共交通機関の施設の新築等をしようとする者の努力義務）

第三十九条 条例第十一条第一項第三号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあつては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄す

ることができる水栓器具、汚物流し、トイレトペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けるよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する便房を設ける場合にあっては、当該便房の戸又はその付近及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(学校及び共同住宅に関する読替え)

第四十条 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第二号に掲げる特定施設に対する次の表の上欄に掲げるこの規則の規定（同号に掲げる特定施設にあっては、第二十一条第一項の表(一)項(ろ)欄、第二十三条、第三十一条第一項第一号、第三十三条及び第三十四条を除く。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一号	不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する	
第十四条第一項第一号ハ 第十五条の表(二)項(い)欄、(三)項(い)欄、 (四)項(い)欄及び(五)項(い)欄 第十八条 第二十条の表(一)項(い)欄 第二十一条第一項の表(一)項(ろ)欄 第二十三条 第二十九条 第三十一条第一項第一号 第三十三条 第三十四条	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する	多数の者が利用する

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

(提出書類の経由等)

第四十一条 条例の規定により知事に提出する書類（愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の規定により同条例別表第九の三十五の項の下欄に掲げる市の長に提出することとなる書類を除く。）は、当該特定施設の所在地の市町村長を経由しなければならない。

- 2 前項の書類の部数は、第七条及び第九条に規定する書類にあっては正本一部及び副本一部、その他の書類にあっては正本一部とする。

一部改正〔平成一七年規則一一二号・一九年一九号・二一年一三号・二四年二五号・二五年三二号〕

附 則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日規則第百十二号）

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条第一項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月二十七日規則第四十九号）

- 1 この規則は、平成二十年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十一条第一項に規定する整備基準については、改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月二十七日規則第十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十五年三月二九日規則第三二号）

- 1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第十六条及び第四十一条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十一条第一項に規定する整備基準については、改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成十八年六月二十日法律第九十一号

最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条―第七条）
- 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条）
- 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条―第四十条）
- 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）
- 第六章 雑則（第五十二条―第五十八条）
- 第七章 罰則（第五十九条―第六十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

- ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者
- ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
- ロ 軌道法による軌道施設
- ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
- ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、

これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

- ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業
- ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
 - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合

において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（道路管理者の基準適合義務等）

- 第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
 - 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

- 第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物

を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。
 - 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
 - 6 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
 - 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
 - 8 建築基準法第十二条第七項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

- 第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

- 第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

（移動等円滑化基本構想）

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。
- 5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。
- 6 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 10 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 11 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第七項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両

二 公共交通特定事業の内容

三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施

設の管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係す

る市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の二第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

（建築物特定事業の実施）

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 二 建築物特定事業の内容
- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

（交通安全特定事業の実施）

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置

を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

- 第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。
- 2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

（地方債についての配慮）

- 第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

- 第四十一条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。））第八十三条におい

て準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければな

らない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。
- 3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条 第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた移動等円滑化経路協定は、その公告のあつた後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあつた後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

- 2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。
- 3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土

地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第六章 雑則

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところによ

り、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

- 2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

（事務の区分）

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道

路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一八年一二月政令三七八号により、平成一八・一二・二〇から施行〕

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成

十二年法律第六十八号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（身体障害者補助犬法の一部改正）

第十一条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一八年六月二一日法律第九二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年三月政令四八号により、平成一九・六・二〇から施行〕

附 則〔平成一九年三月三一日法律第一九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年九月政令三〇三号により、平成一九・九・二八から施行〕

附 則〔平成二三年五月二日法律第三五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二三年七月政令二三四号により、平成二三・八・一から施行〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）〔中略〕の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項〔中略〕の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 〔前略〕第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）〔中略〕の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十

条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。）第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

- 2 第六十二条の規定の施行前に第六十二条の規定による改正前的高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。）第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。
- 3 第六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。
- 4 第六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第六十二条の規定による改正前的高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

平成十八年十二月八日政令第三百七十九号

最終改正：平成十九年九月二十五日政令第三百四号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により

法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。)とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

（特定建築物）

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合

いの用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 特別支援学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場

十二 博物館、美術館又は図書館

十三 公衆浴場

十四 飲食店

十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

十八 公衆便所

十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）

五 エレベーターその他の昇降機

六 便所

七 ホテル又は旅館の客室

八 敷地内の通路

九 駐車場

十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項

二 軌道法施行令第六条第一項ただし書

三 自動車ターミナル法第十一条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾（こう）配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

（１） 幅は、八十センチメートル以上とすること。

（２） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

（敷地内の通路）

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内

- ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
- ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
- （１） かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
- （２） かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- （１） かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- （２） かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- （３） かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- （１） 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
- （２） 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
- （３） 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限

る。)にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

- 3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
 - 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 車路に近接する部分
 - ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

(増築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げ

る建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第二十四条 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十四号、第十五号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第二十六条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第二十七条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適

用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

二 劇場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

五 ホテル又は旅館

六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

八 博物館、美術館又は図書館

(土地区画整理登記令の一部改正)

第五条 土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第八条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第九条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十一条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第十二条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十四条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第十五条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第十六条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十七条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百二十一号及び第三百六十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一九年三月二二日政令第五五号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年八月三日政令第二三五号抄〕

沿革

平成一九年 九月二〇日政令第二九二号〔郵政民営化法等の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令による改正〕

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成十九年九月二〇日政令第二九二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成十九年九月二五日政令第三〇四号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律〔平成十九年三月法律第一九号〕の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十四号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、第十九条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十五条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令を次のように定める。

（建築物移動等円滑化誘導基準）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（出入口）

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上とすること。

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（廊下等）

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。

五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

二 勾（こう）配は、十二分の一を超えないこと。

三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える

傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階

二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。
 - 二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。
 - 三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
 - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。
- 三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

（１） 幅は、八十センチメートル以上とすること。

（２） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

(浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車いす使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

(標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

(案内設備)

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限

る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの

六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの

八 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九 多数の者が利用する浴室等

十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 特別特定建築物における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室）」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

はじめに

我が国は、20世紀を中心として進められた近代化、産業化を通じて、世界でも有数の経済大国となった。とりわけ、戦後の半世紀には、急速な都市化と産業化を経験し、それに適したまちや交通体系を築き上げてきた。これらは、成長を基調とする社会に適したものであった。

しかしながら、21世紀に入った今日、我が国の社会は大きな変動期に直面している。急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えようとしている。こうした社会では、高齢者が様々な生き方を主体的に選択することができるよう配慮した自立支援の施策等が進められている。女性も男性も互いにその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められている。

障害者が自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画する共生社会の実現が求められており、障害者が自らの能力を発揮し、自己実現できるよう支援するための諸施策等が進められている。

さらに、国際化が進む中、ビジネス、観光など様々な領域で外国人の我が国社会との関わりが深まっている。

このように一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会づくりに向けて、取り組むべき時代に直面している。

国土交通省は、こうした社会の実現に向けて21世紀の社会を支える社会資本・交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン^{*1}の考え方を踏まえた国土交通行政を推進することとした。

このため、昨年10月から省内に「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を組織し、延べ15回にのぼる議論を積み重ねてきた。そのなかで、国土交通行政の全分野について総点検を実施し、また、内外の有識者との討議を行うとともに、バリアフリー^{*2}のあり方、公共交通の利用の円滑化及び自律移動支援プロジェクト^{*3}の推進については、それぞれ設けられた懇談会等とも

*1 ユニバーサルデザイン・・・あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（障害者基本計画【平成14年12月24日 閣議決定】より）

*2 バリアフリー・・・高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。（障害者基本計画【平成14年12月24日 閣議決定】より）

*3 自律移動支援プロジェクト・・・革新的なユビキタス・ネットワーク技術の活用により、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要な情報をリアルタイムで提供する「場所情報システム」を活用することで、「移動経路」、「交通手段」、「目的地」等の情報を音声、文字、多言語等を用いて利用者に提供し、高齢者・障害者等が行きたい場所へ自由に移動することを可能とするシステムの構築を目指すプロジェクト。

連携を図り、この大綱をとりまとめた。

これを契機に、国土交通省としても、職員一人一人に至るまで意識改革を行い、組織全体としてユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、国土交通行政を進めていくこととしたところであり、様々な役割を担う主体や人々が、相互に連携し、積極的に取り組むことを期待する次第である。

I. 現状と課題

1 これまでの取組み

これまで、我が国のまちや交通は、健常な人々を主たる利用者として整備されてきた。

高齢社会の到来が明らかになり、また、障害者の社会参画への要請の高まりなどに伴い、建築物、道路、公共交通など、それぞれの領域で、高齢者や身体障害者等を対象とするバリアフリー化の取組みが始まった。

○昭和57年には、身体障害者の利用を配慮した建築設計標準が策定された。

○昭和58年には、公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドラインが策定された。

○平成3年より、新設の公共賃貸住宅は原則バリアフリー化することとされた。

住宅のバリアフリー化の例

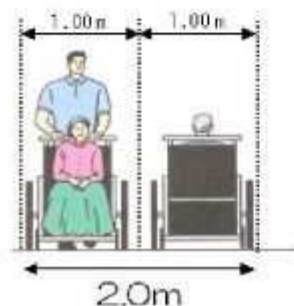


手すりの設置

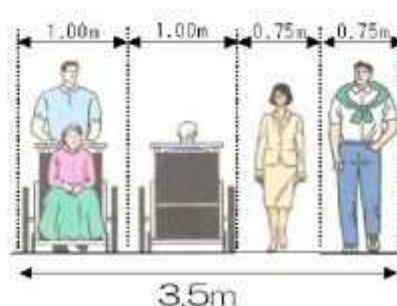
広い廊下

段差の解消

○平成5年には、車いす使用者等が安全かつ円滑にすれ違えるよう道路構造令が改正された。



歩行者の少ない道路における歩道の例



病院等の周辺における歩道の例

○平成6年には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という。）が制定された。



○平成12年には、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

交通バリアフリーの取り組み例



エレベーターの設置



ノンステップバス^{*4}



歩道の段差・勾配の改善、視覚障害者用ブロック等の設置

*4 ノンステップバス・・・床面の地上面からの高さが30cm以下で乗降口の段差がなく、車いすスペースや車いすが通るのに十分な幅の通路が確保されている等、車いすのまま乗降できる仕様のバス。

また、社会資本整備や交通政策において、目標を設定し計画的に推進してきた。

バリアフリー化の現状と目標

施設	バリアフリー化の内容	バリアフリー化率	
		現状(H15)	社会資本整備重点計画における目標(H19)
旅客施設 ⁽¹⁾	段差の解消	44%	7割強
	視覚障害者誘導用ブロック	74%	8割強
道路 ⁽²⁾	段差の改善、幅員の確保、視覚障害者用ブロックの設置等	25%	約5割
建築物 ⁽³⁾	手すり、広い廊下の確保等	3割	約4割
住宅	手すり、広い廊下の確保等	約3%	約1割

注

(1)平均利用者数5,000人／日以上旅客施設(例:鉄軌道駅、バスターミナル等)

(2)(1)の周辺等の主な道路

(3)不特定多数の者等が利用する一定の建築物(例:病院、劇場、ホテル等)

公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合

	現状(H15)	移動円滑化基本方針における目標(H22)
鉄軌道車両	24%	30%
ノンステップバス	9%	20～25%
旅客船	4%	50%
航空機	32%	40%

交通バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数推移



2 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた場合の課題

一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていただけるような社会の構築に向け、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえると、利用者を区別しないという「公平」、個々のニーズに柔軟に対応する「選択可能（柔軟）」、さらに、利用者や住民の参加の下での計画策定などを促進する「参加」の視点が重要である。

また、得られた知見を共有し、以後の取組みに反映することにより段階的かつ継続的発展のプロセスを確立し、様々な観点から「よりユニバーサルな社会環境」を達成すべく努力すること（スパイラルアップ^{*5}）が必要である。

このような考え方に立って国土交通省の取組みを見直した場合、以下のような課題がある。

これまでは、特に高齢者、身体障害者等を対象として、その移動制約を除去するためのバリアフリー化を進めてきたため、多様な人々の利用を念頭においたとき、その対応は十分ではない。

- ・ 高齢者や身体障害者等をバリアフリー化の対象とし、知的障害者、精神障害者、外国人、子ども、子ども連れ等多様な利用者を想定していない。
- ・ 施設ごとに独立してバリアフリー化に取り組まれているために、各施設の間の接続部等で連続性が確保されていなかったり、旅客施設を中心とした生活圏の一部のみにバリアフリー化の取組みが留まっている。
- ・ ハード面（施設整備）での施設のバリアフリー化に重点がおかれ、ハード整備とソフト整備を総合的に捉えて支援する仕組みにはなっておらず、情報提供の取組みや心のバリアフリーも不十分である。
- ・ 新築については義務付け等によりバリアフリー化が進められ、また、大部分を占める既存施設についても一定の進捗は見られるものの、全体として取組みは十分でない。

さらに、国土交通行政の総点検を行うと、こうしたバリアフリー化の課題だけでなく、公共交通やまちづくりにもいくつかの課題がみられた。

公共交通においては、異なる事業者間の接続や情報提供について必ずしも十分な対応がなされていない、公共交通サービスの新たな展開に対し従来の政策の枠組みのみでは必ずしも有効な受け皿足り得ていない等の課題がある。

まちづくりでは、中心市街地の衰退や住宅地の遠隔化など、生活者が必要とするサービスの確保が困難であったり、災害に脆弱な状況が現れている。

また、施策を進めるに当たって、様々な観点から段階的かつ継続的に取組みを進めるプロセスは必ずしも確立されてはいない。

*5 スパイラルアップ・・・事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで利用者や住民が積極的に参加すること、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに活かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展。

Ⅱ. ユニバーサルデザイン政策大綱の基本的考え方

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していく。

1 利用者の目線に立った参加型社会の構築

今後の政策展開に当たっては、利用者を中心的な視点に捉え、利用者の目線に立った政策の推進が必要である。

(1) 利用者、住民・NPOなどの多様な参加の推進

多様な人々の利用を視野に入れた取組みを進めるため、構想策定から施設整備、運用管理に至るまでの各段階において、利用者、住民やNPOなども含めた関係者の多様な参加を求め、そのニーズを反映させることなどを図っていくことが重要である。

(2) 持続的・段階的な取組みの推進（スパイラルアップの導入）

一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の実現という理想に向けて、段階的・継続的発展のプロセスを確立し、様々な観点から継続的に「よりユニバーサルな社会環境」を達成すべく努力すること（スパイラルアップ）を基本として施策の展開を進めることが必要である。

(3) 多様な関係者の連携・協働の強化

様々な利用者ニーズに対応するには、多様な関係者の連携・協働が必要であるが、意見の相違や費用負担等を巡り調整がつかない結果、連携が不十分な場合もあることから、適切な責任分担の下で関係者間の連携・協働を促す環境の整備が必要である。

2 バリアフリー施策の総合化

これまでのバリアフリー化の取組みにより一定の進捗が見られているが、ハード面・システム面でのバリアを始め、情報のバリア、心のバリアなどが未だ存在している。バリアフリー化の推進は、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた政策展開の中でも最も重要な政策の一つであり、今後とも、バリアフリー化の総合的な取組みを充実、強化していく必要がある。その際、障害者の自立と社会参加の一層の促進という最近の障害者施策の動向も踏まえ、多様な対象者を視野に入れつつ取り組んでいくことが重要である。

(1) 利用者の一連の行動に対応する連続的なバリアフリーの推進

バリアフリー化に当たっては、利用者の視点に立ち、一連の行動に対応した連続的なバリアフリー化が重要である。

そのためには、総合的な視点が必要であり、まちづくり全体を視野に入れ、幅広い関係者との調整・協力を得つつ、バリアフリー化に関する基本的な構想・計画を策定する必要がある。

(2) 対象の拡充

交通機関や公共施設、公共空間等について、できる限り対象を拡充する必要がある（例えば、タクシー等の個別輸送サービスや学校等の公共施設等）。

(3) ソフト施策の充実

ハード面だけでなく、人的な対応の充実や、利用者に対する適切な情報提供など、ソフト施策を充実し、ハード・ソフト一体となった総合的なバリアフリー化を推進する必要がある。

国民一人ひとりが、高齢者、障害者、子ども連れ等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進する必要がある、国民の意識啓発や、人材育成などを進めることが重要である。

(4) 着実な実施に向けた柔軟かつ弾力的な取組みの促進

既存施設については、空間的・物理的な制約等からバリアフリー化が不十分なものがある。対応が不十分な施設が利用され続けることは社会全体のバリアフリー化を遅らせる要因となるため、様々な知恵・工夫により、そのような既存施設のバリアフリー化をさらに進める必要がある。

この場合、必要な整備を行い、施設の規模や利用実態などに応じた柔軟かつ合理的な整備についても検討することが必要である。

さらに、他の手本となる取組みや成功事例について知識・経験を共有・普及することにより、全体レベルを向上させることも有効である。このため、先導的なプロジェクトへのモデル的な取組みなどについて効果的に支援を行うとともに、市場メカニズムを活用したユニバーサルデザインの普及を推進していく必要がある。また、地域特性への配慮も大切である。

3 だれもが安全で円滑に利用できる公共交通

だれもが自由かつ安全に移動できる環境づくりに向け、公共交通が果たす役割は大きい。公共交通機関の乗継ぎを含めた移動全体を円滑かつ利便性の高いものとする「シームレス化^{*6}」の実現が十分図られていないなどの課題がある。

このため、だれもが公共交通機関を円滑に利用できるよう、公共交通のさらなる改善に向けた取組みが求められている。

(1) 交通結節点における利便性向上や乗継円滑化

人々が円滑に利用できる公共交通の実現を図るため、駅などの交通結節点における利便性向上や乗継円滑化が求められているが、交通結節点は事業者や結節点の整備・管理主体などの様々な主体が関係し、また、そもそも事業者相互間では競争関係にあるなどの事情から、協調が十分でなく、改善に向けた取組みがなかなか進まない場合がある。このため、これら多様な関係者の協働による横断的な取組みを促す必要がある。

(2) 交通事業者と地域住民等との協働の促進

公共交通の利便性の向上について、地域住民等が自らのこととして主体的に考え、交通事業者との協働による取組みを積極的に図る動きが現れてきている。このような地域住民等の主体的な参画は、住民自らの公共交通の利用を促すことにもつながることから、交通事業者と地域住民等との協働による取組みをさらに促進する必要がある。

(3) 公共交通に関する情報提供の必要性

公共交通の全体水準の向上を図るため、行政においては、モデル的な取組みに関する幅広い情報提供を推進する必要がある。また、交通事業者の提供する公共交通サービスが利用者の視点を踏まえているかどうかを客観的に評価する仕組みや、ITの活用を含めた情報提供の改善・充実が求められている。

(4) 総合的な取組みの推進

公共交通の利用円滑化の推進に当たっては、地域における多様な関係者の協働の下、公共施設の整備、交通規制、中心市街地の活性化、まちづくり等関連する事業等と連携して、総合的な取組みを進めることが必要である。

^{*6} シームレス化・・・「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

4 だれもが安全で暮らしやすいまちづくり

まちは、人々の生活の基本となる場所であり、まちづくりに当たっては、多様な人々にとって暮らしやすいまちづくりに配慮することが大切である。

(1) 歩いて暮らせるまちづくりに向けた取組みの推進

過度に自動車に依存することなく、街なか居住を進め、徒歩圏内において生活の基本的ニーズに応えられる物品やサービスの取得が可能で、歩行者のスケール感にあった、生活関連施設等が近接するまとまりのある（コンパクトな）まちづくり、「歩いて暮らせるまちづくり」に向けた取組みを推進することが必要である。

(2) まち全体を視野に入れた取組みの推進

人々のまちの中での多様な活動の円滑化を図ることが求められ、特定の施設だけを念頭に置くのではなく、多様な施設利用やそれらへの移動の円滑化等に配慮する必要がある。多様な主体の意見を踏まえつつ、まちづくりの主体である地方公共団体が、まち全体を視野に入れ、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの基本的な方針を提示するとともに、整備の必要性、重要性を踏まえ、計画的、段階的に、安全、快適な歩行者空間等の整備を進めることが大切である。

(3) まちの再生、再開発も活用した、居住・福祉・賑わい等生活機能の創出

高度成長期等に作られた市街地やニュータウンの再生等の機会も活用しつつ、福祉部局をはじめ関係部局とも連携し、多様な居住の場の整備や不足する高齢者、障害者、子育て家族等が必要とする施設のまちなか等での整備を支援し、地域における居住・福祉・賑わい等生活機能の創出を図る必要がある。

(4) 安全・安心のまちづくり

だれもが安全に安心して暮らせるように、高齢者、障害者、子ども等にも配慮した防災対策や建築物における日常的な事故防止対策を推進することが必要である。

5 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

施策の展開に当たり、観光などの非日常的な行動や、今後増加が見込まれる外国人など、人々の多様な活動への対応が求められる一方、ＩＴの進展などに伴い、様々なニーズに応えるための取組みが進められてきている。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、人々の様々な活動を想定して対応を進めていく必要がある。

(1) 観光など非日常的な行動をも対象とした施策展開

観光地や、観光施設、宿泊施設のバリアフリー化など、観光をはじめとする非日常的な行動も対象とした施策展開を図る必要がある。

また、観光などでは、地理不案内の状態に置かれることから、場所や目的地等を容易に把握し、円滑に移動できる環境を整えることが重要である。

(2) 外国人の受入環境の整備

2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人にするという目標を掲げた観光立国に向けた取組みと併せ、外国人に対する情報提供、外国語表記の充実など外国人の受入環境を整備していく必要がある。

(3) ＩＴを活用したユニバーサルな情報提供（ユビキタス環境^{*7}の構築等）

ＩＴの進展などによりユビキタスな環境づくりが進んでいるが、これにより、多様な人々に対し、いつでもどこでも必要な情報を提供することが可能となり、一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の形成にも寄与することが期待される。このため、ユビキタス・ネットワーク技術^{*8}、GIS^{*9}等の活用などにより、情報提供の充実などに向けた取組みを進める必要がある。

*7 ユビキタス（な）環境・・・ユビキタス（ubiquitous）とは、ラテン語で「至る所に存在する（遍在）」という意味を持ち、あらゆる情報機器が広帯域ネットワークで結ばれ、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる環境。

*8 ユビキタス・ネットワーク技術・・・あらゆる情報機器が広帯域ネットワークで結ばれることにより、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもつながるネットワーク」（ユビキタス・ネットワーク）の利活用環境を形成する情報通信技術（ＩＣＴ）。

*9 GIS・・・Geographic Information Systemの略で、地理情報システムのこと。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

Ⅲ. 具体的施策

国土交通省は、「Ⅱ. ユニバーサルデザイン政策大綱の基本的考え方」に沿って、各主体によるこれまでの取組みをさらに深化させるため、下記の具体的施策を展開していく。

1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた多様な関係者の参画の仕組みの構築（図2、図3及び図4参照）

- 公共施設等の整備や新たな国土計画の策定に当たり、構想から計画策定、実施、管理に至る様々な段階において、利用者や住民、NPOなどの参加を得て意見を反映させる仕組みを創設する。
- 住民、NPO等が計画作成主体等に対し提案できる仕組みを創設するとともに、このような地域における多様な活動の担い手としての住民、NPO等に対して支援する。
- 国土交通省自らが、所管事業において先導的に取組みを実施する。（官庁施設などの整備を行う際に、ワークショップ^{*10}を開催するなど、周辺の地域を含めた住民や関係者との連携を図る。）

2 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた評価・情報共有の仕組みの創設（ユニバーサルデザイン・アセスメント）

- 施設整備などの事業やソフト施策の実施による成果に対し多様な関係者の参加を得て評価を行い、その評価結果を、以後の事業や施策の立案・実施に反映する仕組みを創設する（スパイラルアップ）。
- 国土交通省自らが、所管事業においてスパイラルアップの先導的な取組みを実施する（直轄事業等における実施と事例紹介）。
- 施策の効果について、利用者の視点に立った満足度などを客観的に評価するために、「ユニバーサルデザイン指標」を作成する。
- ユニバーサルデザイン度の高い（低い）事例について、情報収集・蓄積を行い、公表する。

（具体的事例）

○荒川、漆において、荒川について知識を深め、荒川を守り育てるために、公募市民や自治体等で構成される「荒川市民会議」における意見や、病院関係者や福祉団体、教育関係者等が参加した「福祉の荒川づくり懇談会」での意見等を踏まえ、だれもが安心して利用できる「123」に改められていく。

○熊本地方合同庁舎の整備に当たり、「新熊本地方合同庁舎及び周辺地区整備協議会」を設置し、学識経験者、地元の自治会及び商店街、鉄道事業者をはじめとする地元企業、果及び、施設管理者等に参加いただき、設計・施工の各段階において意見交換を実施する。ま

*10 ワークショップ・・・特定の課題に対応するために、課題に関心を持つ人が集まり、協働作業や話し合い等の諸活動を行う。

た、福祉関係団体から意見をうかがい、多様な利用者のニーズを反映するとともに、近隣の熊本駅を含む周辺地域との密接な連携を図り、施設整備の方針、具体的な設計上の配慮について検討を進める。

- 羽田空港の国際線旅客ターミナルの整備に当たり、整備・運営事業者を募集する際にユニバーサルデザインの考え方を踏まえた提案を求める(今年度)とともに、設計の段階から利用者、関係団体などから多様な意見・提案を求め、整備・運営に反映させていく(平成18年度)。
- また、供用開始後も、モニタリング、顧客満足度(CS)調査などにより、ターミナルの運営に反映させていく。

3 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進(図5及び図6参照)

- 建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築する。

(法制度として取り組む事例)

- 旅客施設だけでなく建築物も含めた連続したバリアフリー空間の形成などに向けた総合的なバリアフリー化に係る国の基本方針を策定する。
 - 総合的なバリアフリー施策を展開するため、以下の措置を講じる。
 - ・バリアフリー化の計画エリアの拡大や、旅客施設に加え、その周辺施設についてもバリアフリー化を促進する。
 - ・基本構想に定めるバリアフリー経路と連絡する建築物についてバリアフリー化の整備のための制度を創設する(既存建築物は、部分的・段階的なバリアフリー化を促進。)
 - 基本構想の策定を促進するため、以下の措置を講じる。
 - ・バリアフリー化の基本的な方向性について合意した場合には、基本構想の内容のうち基本的な方向性を先行して定め、具体的な整備計画は後から定めることができることとする。
 - ・大規模旅客施設や、複数の市町村にまたがる移動経路のバリアフリー化に当たって、都道府県が関与することができることとする。
 - 様々な利用者の意見を反映させるため、基本構想策定の際の協議会の設置等による当事者参加や、基本構想の素案に関するNPO・住民等からの提案を制度化する。
- 関係者の連携による一体的・連続的なバリアフリー化の促進を図るため、施設管理者間の管理に関する協定やバリアフリー化施設の設営・管理を行う法人の整備に関する仕組みを構築する。
- 旅客施設や車両、住宅等について、以下の取組みにより、より一層のバリアフリー化を促進する。
- ・駅の構造や導入空間の確保等の問題からバリアフリー化が困難な既存の駅について、その要因を踏まえ、整備促進のための支援を行う。

- ・ノンステップバスの更なる導入や、コミュニティバス^{*11}、観光バスなどを含むバス全体のバリアフリー化を促進する。また、福祉車両の導入等によりタクシーのバリアフリー化等を図り、STS（スペシャルトランスポートサービス）^{*12}の提供を促進する。
- ・公的賃貸住宅の整備や民間住宅への資金面での支援により、バリアフリー化された住宅ストックの形成を促進する。

4 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた基準・ガイドラインの策定（図7及び図8参照）

- 各種の基準・ガイドラインについて、多様な者の参加を得て、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた見直し等を行う。
 - ・基本構想に基づく総合的なバリアフリー化の促進を図るための既存建築物のバリアフリー化に関するガイドラインの策定
 - ・民間建築物のバリアフリー化に参考となる設計標準や公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン等について必要に応じた見直し
 - ・利用者数5000人未満の旅客施設を対象とした整備のあり方に関するガイドラインの策定など

5 ソフト面での施策の充実（「心のバリアフリー」社会の実現等）（図9参照）

- 一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の実現に資するため、利用者・学生・事業者など多様な人材育成を図るとともに、人々の意識啓発などを促進する。（公共交通事業者や小中学生向け人材育成プログラムの作成、交通バリアフリー教室の開催など）
- 駅やその周辺地区において高齢者、障害者、子ども連れの介助等を行うバリアフリーボランティアについて、モデル事業の実施などによりその普及を促進し、ハード整備だけではなく、人による対応を促進する。
- 路線番号方式による道路案内の充実を図る。
- 福祉施策による居住支援サービスと連携した住まいの確保を支援するとともに、これらの住宅への住み替えが円滑に行われるよう、情報提供・相談体制の整備等を推進する。

*11 コミュニティバス・・・交通空白地域、交通不便地域の解消や高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等、地域住民の福祉の向上を図るため、主として地方公共団体が運行している地域密着型のバス。狭い道路でも運行可能のように車両の小型化を図ったり、運賃、ダイヤ、バス停の位置等を工夫する事例が多い。

*12 STS（スペシャルトランスポートサービス）・・・一般に、要介護者、身体障害者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者等を対象に行われる個別的な輸送サービスをいう。

6 だれもが安全で円滑に利用できる公共交通の実現（図10及び図11参照）

- 利用者や地域住民等と交通事業者等との協働による利便性向上に向けた取り組みに対する支援の拡充を図る。併せて、関係者の意見を適切に反映させるとともに、交通事業者と地域住民の団体等との間の協議を円滑化する仕組みを導入する。
- 鉄道やバスなどが乗入れるターミナルなどの交通結節点において、交通事業者や施設管理者等の関係者間で協議会を設ける等により、統一された分かりやすい乗り場案内や乗継経路の改善などの取り組みに関する合意形成を促進する。さらに、交通事業者等が協議結果を遵守する仕組みづくりや具体的な改善方策の推進に対する支援の拡充を図る。
- 鉄道・バス等の異なる交通機関間や異なる交通事業者間における乗継割引運賃の導入などの乗継円滑化措置や、乗継情報案内システムの整備による統一的な情報提供など公共交通の情報提供の高度化の取り組みに対し、支援の拡充・重点化等により促進を図る。
- コミュニティバス、乗合タクシー^{*13}、福祉タクシー^{*14}等、地域の実情に即した新たな形態の運送サービスの提供を促進する。

（具体的事例）

- 地域住民やNPOが主体となってバスの運行を計画するとともに、地元企業の支援などの協力も得てバス運行を実現させた取組み（「市民バスよっかいち」（西宮市市）等の事例あり）など、地域住民やNPOが主体となった取組みを促進する。

7 だれもが安全で暮らしやすいまちづくり（図12及び図13参照）

- 歩いて暮らせるまちづくりに向けて、まちなかに、住宅、生活関連施設等の集約的な立地を誘導するとともに、快適な歩行空間等の整備を図るため、新たに、関連施策を総合的、計画的に展開する。この際、先進的事例をモデルとして積み上げ、全国展開を図る。

（関連施策）

- ・まちなかでの住宅供給を専門的に行う目的で設立される法人（SPC）を出資により支援し、まちなか居住の促進、まちなかの人口回復を図る
- ・都市計画のインセンティブ等による、まちなかでの生活関連施設等の集約的な立地を誘導
- ・まちなかでの歩行空間のバリアフリー化、福祉部局との連携による地

*13 乗合タクシー・・・乗車定員10人以下の車両により乗り合いで旅客を運送するタクシー。

*14 福祉タクシー・・・高齢者や身体障害者等の移動制約者の輸送を目的とした、三椅子・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー。

域医療センターやケア付公共住宅^{*15}の整備等について、地方の取組みを助成により支援

- 都市計画におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの理念、取組方針を明らかにするため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた政策課題対応型都市計画運用指針を策定する。
- まちづくりの観点から、道路、公園、民間敷地等の一体的、連続的な整備に対する助成を行い、安全、快適な歩行者空間の整備を推進する。この際、地権者、住民、企業等の地域の関係者が自らの地域を整備・管理運営する取組みを支援する。
- 歩道の段差の改善、無電柱化、駐輪スペースの確保等による安全で快適な歩行空間の整備を旅客施設や多くの人々が利用する建築物等のバリアフリー化と一体的・総合的に進めることにより、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進する。
- ニュータウン等の既存計画開発住宅市街地において、老朽化・陳腐化した公共・公益施設の再整備等を総合的・戦略的に行い、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた市街地として再生するほか、公共住宅団地の建て替え等に際し、福祉施設等の併設を進め、福祉の拠点としての整備を推進する。
- 住宅の耐震化の促進、災害時における避難のための情報提供体制の整備、建築物における転倒事故等を防止するための指針の作成、公共施設や住宅における犯罪防止に配慮した環境設計などにより、高齢者、障害者、子ども等にも配慮した安全・安心のまちづくりを推進する。

（具体的事例）

- 人口が減少している中心市街地において、住宅供給を目的として土地所有者等により設立されるSPCを新たに出資によって支援し、民間による街なか居住を促進する。また、再開発等促進区を定める地区計画、用途地域の見直し等の都市計画手法の活用を促し、まちなかにおける医療・福祉施設等の生活関連施設の集約的立地を誘導する。

駅と公共・公益施設等を結ぶペDESTリアンデッキ（自動車道と立体的に分離した歩行者路）の整備、商店街が面する街路のアーケード化、まちなかにおける住宅供給等をまちづくり交付金や市街地再生事業等で総合的に支援することにより、歩いて行ける範囲に住宅、生活関連施設が集積したまちづくりを推進する。

- 多摩ニュータウンや千里ニュータウンのような開発後30～40年が経過した住宅市街地では、施設の老朽化・陳腐化、人口の高齢化が元られ、全体的な再生の時期を迎えていることから、この機会をとらえて、多様な人々が生活し、働き、憩うことができるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた複合機能都市の再生を実践する。

*15 ケア付公共住宅・・・バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスとの提供を併せて行う高齢者世帯向けの住宅（「シルバーハウジング・プロジェクト」）など。

8 様々な人・活動に応じた柔軟な対応（図14参照）

- 観光地に適した基本構想の作成の促進、ホテルなどの宿泊施設についてのバリアフリー化の推進などにより、観光地におけるバリアフリー化を推進する。
- 地理不案内者や外国人も念頭においた案内標識等の整備の促進、公共交通機関における外国語等による情報提供措置の導入、我が国の地域観光に精通した通訳ガイド^{*16}の育成・確保やボランティアガイドの活動支援、観光関係従事者の人材育成などにより、地理不案内者や外国人が一人歩きできる環境整備を促進する。
- バリアフリー化や一人歩きできる環境整備と併せ、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた観光地づくりに取り組むNPO等の活動や、外国人や高齢者、障害者も参加できる旅行商品の造成を支援することにより、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた観光振興を総合的に推進する。

9 IT等の新技術の活用（図15参照）

- ICタグ^{*17}等の通信機器と携帯型情報端末等によるユビキタス・ネットワーク技術を活用した「場所情報システム」を活用し、「移動経路」、「交通手段」、「目的地」等の情報を音声、文字、多言語等を用いて利用者に提供し、高齢者・障害者の自律移動支援や訪日外国人観光客等への観光情報の提供を行うシステムについて、実証実験の成果を踏まえ、地方自治体等との連携を図りつつ、全国各地への展開に向けた取組みを推進する。
- だれもが容易かつ効果的に地理情報を利活用できるよう、地理情報の電子化等の推進、GIS技術を活用した情報提供システムの構築、視覚障害者向けの触地図などユニバーサルデザインの考え方を踏まえた地図のガイドライン作成などを推進する。
- 鉄道とバスなど異なるモード間でもカード一枚で利用できるよう共通化したICカードシステム^{*18}を全国に普及させ、利用者利便の向上、サービスの多様化、情報提供の高度化を図る。

*16 通訳ガイド・・・報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を業として行う者をいう。この場合、「通訳案内業法」（平成18年4月より「通訳案内士法」に題名変更。）に基づき、国家試験に合格し、都道府県知事の免許（改正法施行後は登録）を受ける必要がある。なお、平成18年4月からは、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づき、都道府県の区域においてのみ当該業務を行うことができる地域限定通訳ガイドの資格も新設される。

*17 ICタグ・・・主に人や物の移動状況をリアルタイムで高度に管理するために取り付けられるICを内蔵する電子タグ。無線タグ、RFIDタグとも呼ばれ、無線通信ICとアンテナから成るモジュールで、小型・軽量・書き換えがいつでも可能等の特徴を持つ。（集積回路属生情報Integrated Circuit Tag）

*18 ICカードシステム・・・集積回路(Integrated Circuit)を内部に組み込んだカードシステム。磁気カードよりも大容量のデータを記憶でき、かつ、セキュリティの向上を図ることができる。

(具体的事例)

○革新的なユビキタス・ネットワーク技術を活用することで、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要な情報をリアルタイムで提供する新しい社会インフラである「場所情報システム」により、高齢者・障害者の人々が、行きたい場所へ自由に移動することや、訪日外国人等が初めて訪れる街においても必要な観光情報の提供を行うことを可能とする。現在、神戸、浅草、愛・地球博会場等各地で自律移動支援や観光情報提供についての実証実験を積み重ねており、今後、得られた知見をもとに、平成18年度以降、地方自治体等関係者と連携して、このシステムの全国各地への展開に向けた取組を行う。

○平成18年度から順次バス事業者・鉄軌道事業者の共通ICカードが導入される予定である関東(1都6県)において、乗継運賃割引制度や商業施設・文化施設との連携によるポイント還元制度を導入し共通ICカードを活用した利用者利便の向上等を図る取組みを推進する等、全国各地へのICカードシステムの普及を図る。

10 先導的取組みの総合的展開(リーディング・プロジェクト、リーディング・エリア)(図16及び図17参照)

○国土交通省を挙げて普及に資する先導事例を育成するため、地域の実情などに応じて発生している問題の特徴を踏まえて、エリア毎又はプロジェクト毎に行われる効率的、先導的な取組みに対し効果的な支援を行うことを通じて、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策のさらなる高度化を図るとともに、その成果を広く全国に普及させる。

(具体的事例)

【ニュータウンの再生】

○多摩ニュータウンや千禧ニュータウンのような開発後30～40年が経過した住宅・街地では、施設の老朽化・陳腐化、人口の高齢化が元られ、全体的な再生の時を迎えていることから、この機会を捉えて、多様な人々が生活し、働き、憩いことができるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた複合機能都市の再生を実践する。

【だれもが使いやすい空港の実現】

○平成18年度にアクセス鉄道の供用開始が予定されている仙台空港をモデルケースとして、「ユニバーサルデザイン推進委員会」を設置し、利用者を含め幅広く意見を聴取し、鉄道と空港ターミナル間の連続的なバリアフリー化の推進、情報提供設備の充実、要員教育体制の確立などの総合的な取組を実施する。さらにその成果を全国の他空港に押し普及していく。

【大規模ターミナルにおける乗継円滑化】

○鉄道やバスが複数乗り入れる大規模ターミナルにおいて、鉄道・バス事業者と施設管理者(地方公共団体等)の間で協議会を設けるとともに、駅の改良事業や駅前におけるバスターミナルや歩行者デッキの整備等の関連事業と連携して集中支援することにより、統一された分かりやすい案内場案内や乗継経路の改善など、交通結節点における公共交通の利用円滑化施策を推進する(今年度から、三宮(神戸市)において、具体的な合意形成に向けた検討に着手する。)

【観光地】

○基本コンセプトの構築、案内標識の統一的な整備、身障者対応のトイレの標準装備化、ボランティアの配置などユニバーサルデザインの考え方に基づく観光地のあり方について、全国数カ所程度選定して検討を進め、高齢者や障害者も安全・快適に観光することができる観光地づくりを推進する。

【道路】

○通過交通の排除の徹底により車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先するとともに、沿道と共同した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」の形成(愛媛県松山市等)の促進を図る。

【公園】

○国営昭和記念公園等において、だれもが安心して楽しむことができる都市公園の実現を目指し、園路や遊具、トイレ等のバリアフリー化などハード面の整備に加え、障害者等のサポートを行うボランティアの育成、バリアフリーマップの作成などソフト面の取組みを進める。

発 行 第1版 平成20年1月
第2版 平成26年7月
愛知県建設部建築局
住宅計画課街づくり事業グループ
郵便番号 460-8501
住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2
電 話 052-954-6590
(ダイヤルイン)